

第四百十五回国会

参議院地方行政・警察委員会会議録第十六号

平成十一年七月二十九日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小山 峰男君

釜本 邦茂君

松村 龍二君

奥石 東君

山下八洲夫君

富樫 練三君

井上 吉夫君

岩瀬 良三君

鎌田 要人君

木村 仁君

久世 公義君

谷川 秀善君

保坂 三蔵君

高嶋 良充君

藤井 俊男君

魚住裕一郎君

白浜 一良君

八田ひろ子君

照屋 寛徳君

高橋 令則君

松岡満壽男君

衆議院議員

修正案提出者 宮路 和明君

修正案提出者 榊屋 敬悟君

修正案提出者 鰐淵 俊之君

国務大臣

自治大臣 野田 毅君

政府委員

内閣官房内閣内政審議室長

兼内閣総理大臣官房内政審議室長

竹島 一彦君

総務庁行政管理局長

龍上 信光君

郵政大臣官房長

松井 浩君

自治大臣官房長

嶋津 昭君

自治大臣官房総務審議官

香山 充弘君

自治省行政局長兼内閣審議官

鈴木 正明君

事務局長

兼任委員会専門員

入内島 修君

本日の会議に付した案件

○住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(小山峰男君) ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木村仁君 自由民主党の木村仁でございます。

住民基本台帳法の改正につきまして、おさらいの部分も含めて質問させていただきたいと思っております。

本日は、衆議院修正案の発議者でいらっしゃいます先生方にお見えをいただいております。大変お忙しいと思いますので、順序不同でございますけれども、まず最初に質問させていただきたいと思っております。

それに先立って一つ確認いたしておきたいと思うのでございます。これは私の不勉強で確認させていただくのでありますけれども、本改正法案の施行の期日でございまして、それから考えますと、この住民基本台帳ネットワークシステムというものは、この法律が制定、公布されますとほぼ一年以内の政令で定める時期に準備が始まり、そして三年を超えない範囲内で政令で定める日まではおおむねシステムが完成する。そして、さらに二年後の五年を超えない範囲内で政令で定めるときまでに住民基本台帳のカード、ICカードの活用も始まる。こういうタイミングで準備、完成していくものだというふうに考えております。

この三年ないし五年というのは、恐らく情報技術の分野では物すごい発展がいたされるんだろうと思っております。そして、そういう意味では非常に長い時間でもございまして、また考え方によっても短い時間でもある。いずれにしても、三年ないし五年でこの新しいシステムが動き出していくことに大きな期待をかけたと思うのでございます。

自治省としては、大体ただいま私が申しましたように三年、五年というタイミングで整備されるということであるのか、あるいはそれが大幅に早められるということがあるのかどうか、そこあたりを、行政局長さんで結構でございますから、ちょっとお教えいただきたいと思っております。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。このシステムは、全市町村、全都道府県を結びあえば大規模なコンピュータネットワークシステムでございますので、その導入につきましてはかなりの準備期間を要するという性質のものでございます。

今回の改正法案におきましては、今お話しのように制度の実施の準備に必要な事項につきまして公布の日から一年以内に政令で定める日から施行していく。また、住民基本台帳ネットワークシステムの基本的部分につきましては三年以内で政令で定める日から施行することといたしております。

少し具体的にお話ししますと、制度実施準備に必要な事項としては、例えば指定情報処理機関の指定の関係、それから本人確認情報の管理規定を指定情報処理機関は定める必要がありますのでその関係、また住民票コードというものを都道府県が用意いたしますので、それを市町村長が記載できるようにというコードの指定の関係の事務、それから関係従事者の秘密保持義務ということを決める予定にいたしております。

システムの基本的部分というものは、例えば住民票コードの台帳への記載を始める。それから、それに伴ってこのシステムで市町村長から都道府県知事へ本人確認情報を通知する、都道府県が国の機関と指定情報処理機関に通知していく、それから国の機関等へ提供していく、こういった関係のもの、それに伴います審議会それから本人確認情報保護委員会、安全確保措置義務、あと秘密保持義務、さらには住民票コードの民間利用禁止関係、こういう基本的な部分を三年以内で政令で定める日から施行ということを考えております。

また、さらに五年以内で準備を進めるということとで、住民票の写しの広域交付関係あるいは転入転出の特例の関係、それと住民基本台帳カードの交付に必要な事項につきましては、五年以内で政令で定める日から施行する、こういうことでございます。

お話しのように、その間の技術の進歩ということもありますが、全国にわたる大きなシステムであるということ、それから関係者が非常に多数にわたっているということ、プライバシーの面で正確性、安全性というものが非常に重要であるとい

うことで、現在ではおおむねこの法律で定めている期限の範囲内で最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○木村仁君 わかりました。

大体三年、五年というタイムスパンで準備が進められて完成されていく、このことを前提として修正案の発議者の先生方にお尋ねいたしたいのですが、この修正の趣旨説明を拝読いたしました、個人情報保護の保護についてこの制度が準備しておる主要な事項を全部網羅してありまして、結論として民間部門を含めた個人情報保護に対する対応が講じられている、こういうふうな御認識に立っております。

しかしながら、法案の審議の中で政府側からは、現時点で可能な限りの個人情報保護措置を講ずるなどの説明が繰り返されましたが、なおプライバシー保護に関する漠然とした不安、漠然とした不安という言葉が使っておりまして、懸念が残っていることも事実である、こういう御認識であらうと思っておりますが、現時点で立法措置として考えられるかなり十分なプライバシー保護の配慮がなされているという御認識をいただいているということについては、それでよろしいのでございましょうか。

○衆議院議員(野田俊之君) ただいまの先生の御質問でございますが、今の趣旨で私どもの認識もまた同じでございます。御案内のとおり、住民基本台帳法の一部を改正する法律の中では非常に守秘義務を重んじておりますし、さらにはまた民間利用の禁止もいたしておりますし、万が一違反した場合に相当大きな罰則規定を設けておるというところで、かなりこの住民基本台帳法に基づくいわばプライバシーの保護というのは最大限法律でもって定めてあるわけでありまして、

しかし、今先生のおっしゃったように、それでもなおかつ完全無欠ということがないわけでありまして、台帳の一部が漏れるという事件が多々起きる、そういうことに関しまして一般の方も非常に漠然とした不安をお持ちであるということもま

た事実であらう、その中で私も三党といたしましては、この法律が施行される三年、実施される三年くらいまでにはほぼ法整備をして、民間情報もこれは莫大な情報があるわけでございますので、なかなかこれを総括的にやっていくということにすれば、どのようにやっていくかということについて、今、三党で勉強に入らなければなりませんので、それらを十分検討させていただきまして、ぜひひとつこの住民基本台帳法が当初の法の目的にかなう実行ができますように、そしてまた個人のプライバシー保護が十分なされるような形で私も研究をしてまいりたい、このように思っております。

○木村仁君 大変よく理解いたしました。

そして、その結果、附則に「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」という一条を加えていただいているわけでございます。私もこの附則は国民にさらなる安心感を与えるという意味で非常に重要な修正であったというふうに評価いたしております。

実はこの附則につきまして世上では二つのとり方があるように思うのでございまして。と申しますのは、一昨日の参考人招致におきまして、参考人のお一人であります筑波大学社会科学系教授であられます内野正幸先生、この方はこの法律全体には今ここで議決するよりももう少し時間を置いて審議してから議決をした方がいいというお立場でございまして、非常に中正な御意見をいただいた方でございます。

その方が、この修正は、要するにこの法律の施行についてさらなる安全弁が必要ではないか、だからそれを考える措置を講じなさいという趣旨であらう、こういうことを言われたのでござい

ます。これは、そういう趣旨は十分理解できるわけでございますけれども、私が修正案について最初に感じましたことは、この修正の発議者の皆様は、この法律自体相応ちゃんとした安全弁がつくって

ある、これをしっかり運用あるいはシステム構築の中で考えていけば十分ではなからうか、しかしなお、それにもかかわらず漠然とした不安なり、あるいは、少数かもしれないけれども番号をつけられること自身に非常な不快感を持つ人なり、そういう方がいるから、この際、日本国における国、地方、そして民間も通じた総合的な意味でのプライバシーの保護というものを考えてその制度を考えてみたらどうだろうか、こういう趣旨の修正であるというふうにもとれるわけでございます。

私は、むしろ後者の方を直感的には感じ取った者の一人でございますけれども、せっかく発議者の皆様いらっしゃるわけでございますから、この附則がこの法律限りの事象について規定したものであるか、あるいはもっと大きく、先ほどちょっと言葉が出ましたけれども、民間の情報も国の情報も地方の情報も首尾一貫した国としてのプライバシー保護の体系を考えようではないか、そういう御提案なのか、そのところについてははっきりした御答弁をいただきたいと思っております。

○衆議院議員(柳屋敬悟君) お答えをいたします。まさにお尋ねになったとおりでありまして、堀部参考人もおっしゃっていただいておりますけれども、この法律そのものが本人確認情報におけるまさに個人情報保護法の役割を持っている、こういうふうにお話をなさったわけでありまして、そういう意味では、今お話がありましたように、この法律そのものは現状では可能な限りの個人情報の保護ということに留意をしているわけであり

ます。まさに我々三党で修正案を提出させていただいたというのは、委員御指摘のとおり、国、地方あるいは民間部門をも通じた総合的な我が国における個人情報保護の体制をつくらなければいかぬ、法整備も含めたシステムづくりをしなければいかぬというふうな思ったわけでありまして、もちろんそのあり方については今から議論しな

なりませけれども、そのように我々三党は理解をして、今取り組みをいたしております。

○木村仁君 認識が一致したことで大変私は安心をいたしております。

そこで、問題は、この住民基本台帳改正法案を審議するに当たって、附則が提案されたことでもあるから、もっともプライバシー保護についてこの法律案自体の安全弁のことを考え直して、それを整備することの方がこの法律制定よりも先ではないか、こういう議論があるわけでございます。恐らく、一昨日の内野先生の御意見もそうです。恐らく、だからもう少し審議を延ばした方がいいという御意見であらうと思っております。

今、発議者の皆様との対話の中で、いやこの法律そのものについては慎重に運用すれば十分プライバシーが守られていくであらう、その上で、しかしなお日本国全体としてはプライバシー保護に対する首尾一貫した法体系がないからそれを整備していこう、こういう御趣旨ではないかと。

そうしますと、私は、この三年及び五年という期間、これは相当な期間でございまして、じっくり御審議を、我々も含めて国民全体でプライバシーのことを考えて立派な総合的な制度をつくって、そして住民基本台帳ネットワークシステムとともに発展していく、こういう姿を理想として描くものでございまして、いかがでござい

しょうか。

○衆議院議員(柳屋敬悟君) 重ねてお答えを申し上げます。

お尋ねの趣旨はよく理解できるのであります。が、この点については、私、手を挙げて発言をさせていただくわけでありまして、大変悩まされた、その部分は、この委員会でも議論がありますように、最初にやっぱりそういうシステムづくりといいますが、法整備があった方がいいという議論も、我が党内にもありましたし、衆議院段階でも議論がずっとありました。

しかしながら、今回のこの住民基本台帳の法改

正、これは国、地方を通じた行政改革といえますが、高度情報化を図るということでもありますから、そのことはそのこととしてぜひとも必要なことであるというふうに我々理解をさせていたたいっているわけでありまして、このネットワークの立ち上げというのは大変に時間のかかる作業だろうと。

今、介護保険が準備されておりますけれども、このシステムづくりでも大変な準備の時間を要しているわけでありまして、特にこの制度が市町村、あるいは都道府県が専ら行うという事業でありますことから、大変に準備には時間がかかるだろう、その準備は進めなくてはならない、このように私は思っているわけでありまして、そういう意味では、私たちが今三党で取り組んでおりますこのシステムづくり、これとこの住民基本台帳、私どもはできれば早い方がいいのでありますけれども、したがって修正案には「速やかに」ということも入ったわけでありまして、少なくとも同時に決着ということを取り組みをしていきたい、こんなふうに思っております。

○木村仁君 大変ありがとうございます。そのようなつもりで私どもも審議を進めてまいりたいと考えております。私に関する限りは発議者の皆様もう結構でございますので、お立ちいただきましたと思います。

次に、最初に戻りまして、住民基本台帳ネットワークシステムの導入の意義あるいはその効果について少しお尋ねをしたいと思います。私がお尋ねをする前提として、戸籍法あるいは寄留制度、そして住民登録法、住民基本台帳法の昭和四十二年の制定、そういうことを通じての首尾一貫した流れがございます。そのことについて実は一々御質問をしたいのでございますけれども、これは事実を聞くことになりましたので答弁者に対して非常に失礼であると思えますから、私が勝手におしやべりをいたします。質問者がおしやべりをするとこの委員の皆様に対して非常に失礼かとは思いますが、大した時間

ではございませんのでどうか御勘弁をいただきますと思います。

昭和二十六年に住民登録法が制定されたわけですが、住民を地域において記録するという仕事はもともと戸籍法から派生したものでありまして、大正十一年ですか、寄留制度というのができました。戸籍から外れてひとりどこかに転居した人の住所もきつとらえておかなければいけないということでのこの制度ができたわけでありまして、戸籍制度と寄留制度が一緒になつてうまく機能するということがなかったようでございます。確かに私も子ども子供のころ、親たちが、この子供はこの小学校に入れるかといつて鳩首協議をいたしまして、あの学校がいいだろう、それなら寄留をさせようとかいって、移りもしないのに寄留をしてそこに潜り込んだ。私も実はその越境入学者の一人であつたわけでございますけれども、そういうことで、言うなれば大変実態とはそぐわない制度になつていたようでございます。

そこで、歴史的には、市町村が自分の地域内に住んでいる人々を正確に把握しようというんな形で努力を積み上げてきていたようでございます。その実態を踏まえまして、法務省において昭和二十六年に住民登録法を制定された、こういうふうに理解をいたしております。

そして、この流れにおいて首尾一貫して、私どもは法務省という役所に敬意を表しなければいけないのでありますけれども、こういったものとともとの戸籍などというのは、恐らく徴兵制度と密接に結びついて徴兵制度の平等を守るために一生懸命やっていた制度だろうと思えます。したがって、戦後、この国の事務を都道府県、市町村のどこでやらせるか、あるいは機関委任事務でやらせるか、団体自身の事務にするかという激しいやりとりがあつた時代に、法務省は昭和二十六年にこの住民登録法を市町村の固有の事務という形で法律をつくられたのでございます。しかも、単なる住所を調べるといふ機能だけでなく、住民のお

役にも立つ、そして行政の効率化にもお役に立つ、それと住民の居住関係の公証、この三つの柱をきちんと整備しようじゃないかという形で整備をされたというふうに聞いております。

この住民基本台帳はもともと法務省が指導をしておられた分野でございますけれども、昭和四十年代の初めまで機能してまいりました。市町村の固有の事務ということで市町村も一生懸命やりましたから、私は比較的立派な制度ではなかったかと思ひます。

昭和四十二年にこの住民基本台帳制度ができていくわけでございますが、ここでさらにこの基本台帳法の整備とともに、地方自治法十三条の二という規定を設けて住民の居住に関する事実関係を公証する、あるいはそれに伴う関連の事務を処理するということとは市町村固有の事務である、固有の責任であり権利であるということを確認にされたわけでございます。

それからもう一つ、同じく住民登録法の流れを受けて、住民基本台帳が単なる住民の居住関係の公証という意味だけではなくて、市町村の総合的な住民サービスの基盤となるものである、こういうことが明確にされております。当時はまだブライバシーというものの意識が国民全体にわたってそれほど先鋭ではなかったということもあつたためでありまして、そういった記録は原則として公開の記録だ、こういう形で制定をされているわけでございます。事実関係を把握しながら、できれば住民にもそれを使つてほしいという気持ちがこの時点ではまだあつたのではないかと、こういうふうに考えております。

そして、非常に特異な事情でございますけれども、法務省、自治省の間で市町村の事務、しかも総合的な住民の情報管理というものを構築していくという中で、やはりこれは市町村の行政の全般的な問題として法務省が所管するよりは自治省が所管する方がいいのではないか、こういうことで議論が始まると、私はわきで見ていただけでございますけれども、理解をしております。

そして、昭和四十年代の初めというのはどういう時代であつたかといひますと、河川法の改正が行われまして知事の権限が建設大臣に奪われる、奪われると言つていけませんけれども持ち上げられる、あるいは強力な地方農政局が整備される、あるいは都市計画法の全面改正において都市計画法がやはり地方の事務でなくて国の事務であるという観念のもとに構成された。そういうことがあつて、久世先生なんかがそうだと思ひますけれども、当時の論文を見ますと、ネオセントラリズム、新中央集権主義の時代、こういうふうに呼ばれた時代でもあります。

もちろん、公書十二法の制定過程において、地方自治体は頑張つて条例による横出し、上乗せの規制の権利を獲得する、あるいはその後福祉の先取りをするというようなイニシアチブを持っていたわけでございますけれども、昭和四十年代の一九六五年から七〇年ごろにかけての新中央集権主義の時代と言われた時代に法務省が明治以来持っていた権限を至極あっさり自治省に譲つたというところで、地方分権の今の時点で各官庁がそういうお気持ちになつていただければ、私は地方分権というのは非常に進展するのではないかとと思ひます。

そして、最近そのことを、滝口さんという方ですらっしゃいますが、元札幌法務局長とおっしゃいますから恐らく当時の法務省の課長ではなかつたかと思ひますけれども、その方がそのころの記録を発表しておられます。当該制度、住民基本台帳の制度の性格と自治省が市町村等地方自治体を総合的に指導監督、監督という言葉は気になりますけれども、指導監督の衝に当たることから当然の帰結として自分たちはこの権限を自治省に移したんだということを言つておられます。また、当時の自治省の振興課長であつた遠藤文夫氏も、そのころの思いを書いておられます。そしてその中で、法務省が権限を自治省に譲渡したということについて、「この制度のその後の進展をみながら、改めて当時の法務省当局の英断に敬意を表し

たい。」と、こういう雰囲気で行われた大変珍しい立派な制度改正ではなかったか。これは余談でございまして、余計なことを申しました。

それと同時に、住民基本台帳制度が整備されたもう一つの非常に大きな要因でございまして、これは昭和三十年代まで市町村の窓口は非常に多岐にわたって、一つ転居でもすると五カ所も十カ所も窓口を歩き回り、そしてこの方が先だ、いや向こうから先に行ってくれ、その点が明らかでないから出直してくれ、いろんなことを言われて極めて不愉快な窓口であったわけでござい

ます。それを市町村が努力して、昭和三十年代に窓口の統合管理ということを一生涯命やってきました。それをさらにやりやすくするためにこの制度が導入されたんだ、こういうふうには私も理解をしております。

そして、この制度ができてから東京都中野区で電子計算機を導入して住民の情報を管理するということが始められ、それから市町村の経営管理という事務管理、効率化あるいは効率化、できるだけ少ないお金で処理をするという分野が非常に発展してきたのではないかと、この私には評価をしております。

もちろん、当時は台帳をつくるのに膨大なお金がかかるのではないかと、さらに国民総登録制、そしてそれは自衛隊の募集の名簿になりかねない、そういうことで強い反対があったこともございまして、したがって、住民の居住関係に基づく公証をきちっとするという本来の目的とともに、市町村の行政そのものを近代化、現代化していくという非常に大きなターニングポイントになったのではないかと思います。

このために、自治省の振興課長さんというのは大体一年ぐらいいでかわるんですけれども、当時の振興課長さんというのは長い間課長をやられましたし、現振興課長さんもう何年かおやりになっていると思います。この仕事のためにやってもらえるわけでございます。

以上が住民登録法から住民基本台帳法へ変わってきた過程の私の基本的な認識でございますが、行政局長さん、今の私のおしゃべり、申しわけなかったんですけれども、大体大枠で間違いないのでございませうか。現在の方々の認識をちょっと確認しておきたいと思っております。

○政府委員(鈴木正明君) ただいま、いわば住民基本台帳制度の生みの親というか育ての親というか、一緒に制度とともにずっと御苦労されてきた委員のお話でございます。

私も、本当に基本台帳制度は市町村の関係者の努力によりまして非常に定着し、本来の目的でございまして居住関係の公証の機能あるいは住民に対するサービス、さらには行政の効率的な処理、あらゆる住民に対する市町村の行政にとっての基盤となっている、そういう機能を果たしてきているものと考えておりまして、制度の沿革に照らしてもより充実をしてみたいと考えております。

○木村仁君 そこで、今回の住民基本台帳法の改正について一つ確認をしておきたいと思うのでございます。これは言うまでもないことでございまして、住民基本台帳、新しいシステムができて、そしてナショナルなネットワークになっていく、都道府県もそこに介在してくるという状況の中でもこの住民基本台帳制度というものはあくまでも市町村主体の、市町村の固有の自治事務である、こういうことを確認しておきたいと思うのでございます。

そして同時に、今度は都道府県がそこに仕事の極めて重要な一部として入ってまいります。恐らくこれは十年前の制度であったら、自治省といえども都道府県の事務は機関委任事務であるというようなことを、機関委任事務とはどういう意味かという、市町村から都道府県知事に委任する事務であるというようなことの法律構成にあるいはなかったのかもしれないけれども、私は法律を読んだ、これは都道府県が行う部分も都道府県の固有の、広域団体としての固有の自治事務であると

いうことではないかと。

これは当然のことであると思っておりますけれども、念のために自治事務としての性格が少しもゆがめられたものでないということをできれば御確認いただきたいな、こう思っております、ちょっと厚かましい質問でございますが。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

従来から住民基本台帳事務は市町村の固有の団体事務とされてきたところでございまして、このシステムというものは、市町村が住民基本台帳制度を運営するという制度の基本的枠組みは変更することなく、その上に立つて全国的に市町村の区域を越えた本人確認ができるような仕組みというものを付加する、こういうことで考えているわけでございます。したがって、今回の法案成立後におきまして、市町村が行います住民基本台帳に関する事務は市町村の自治事務であることに変わりはない、このように考えております。

さらにこのシステムにおきましては、広域的な地方公共団体であります都道府県というものの役割にも期待しているわけでございまして、市町村を越えた全国的なネットワークシステムを組む上で広域的な機能、あるいは市町村間の連絡調整機能、あるいは統一的な処理、こういうことで都道府県が主体的に役割を果たされ、市町村と都道府県が連携して運営していく、こういうことで考えております、この都道府県が行う事務も都道府県の自治事務であると考えて法律を構成いたしております。

○木村仁君 表からは聞きませんでしたけれども、そういう御確認をいただいて、これは国が国民の情報を把握しよう、そういう意図のもとにつくる制度ではないか、ということを実は確認しておきたかったのでございます。

次に、この全国的なネットワークを構築していくという点について、やっぱり批判をされる方々の視点というのは、恐らくそういうことによって国民の情報が一元化されて、そしてそれを国が支配することによって国家による国民の監視

体制が整備されるおそれがあるのではないかと。

これは、おそれがないとは言えないと私も思いますから、注意をしなければいけない分野であろうと思っておりますし、わざわざそこまでお金をかけてやっても大してメリットがないのではないかと、そういうことを言う方がおられます。メリットがないのにはやるといことは、つまり国民監視体制を将来は整備してやろうというあしき意図があるのではないかと、こういうことでございまして、今の提案者の面々を拝見いたしますと、決してそんなあしき意図があらくなることは私は思いませんけれども、そういうことを言われるわけでございまして、後ほどまたメリットの幾つかを教えていただきたいと思います、確認していただきたいと思います。

続いて申し上げますと、全国的に写しがとれ、交付ができるようになるということについては、それほど広域の需要というものはないのでないかという点が指摘されます。

それから第二に、本籍地や続柄を省いたものをとらせるようでは、例えば運転免許一つを取るにしても本籍の表示がなければできないではないか、そんな中途半端な情報提供では十分ではないか、あるいはプライバシーとの関係でそれしかできないうれば、大がかりに二百億か三百億もかけてつくるほどのシステムではないのではないかと、こういうことを言われるわけでございまして、このメリットとその効用性について、少し宣伝をしていただく意味でお答えいただければありがたいと思っております。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムを導入することによりまして効果でございまして、住民サイドと行政サイドというふうな考えられると思っております。

住民サイドにおきましては、全国どここの市町村においても自分の住民票の写しがとれるということ、例えば通勤、通学においては、住所と勤務先、学校の市町村が違っているケースがほとんどでございまして、そういう際にはやはり勤務地な

どにおいて時間を利用してとることができる。あるいは学生の場合ですとか、かなり故郷から離れて都会で勉学に励む、あるいは仕事の関係の方でも仕事、公共事業などかなり全国的な移動で労働力が流通している、さらに一日においてかなりの距離を往復するような方もいらっしゃるということ、この需要はかなりのものではないかと考えております。

また、資格申請とか受験などの行政手続の際に住民票を要求されることが現在多いわけですが、その住民票添付の省略が可能となってくる。

また、住民基本台帳カードというものは、任意でございしますが、それを利用した場合には市町村の独自に行います多様なサービスというものが受けられる。また住民基本台帳カードというものを希望してその交付を受けた場合には、特にお年寄りとか家庭におられる方などは身分証明書としてそれを利用することができると。

それから、住民基本台帳事務の関係では、カードを発行した場合には成り済まし転出などの不正行為をこれによってチェックできるといようなメリットがあると考えています。

また、行政サイドでは、窓口業務の簡素化というものが図られて、窓口事務の一部を今後増大する福祉分野などの面で活用することが可能になってくる。また国の行政機関等とのシステムから本人確認情報の提供を受けるという場合には事務の簡素効率化が図られるということで、国、地方を通じて行政改革につながるメリットがあるというふうに考えております。

さらに、将来的には、災害時における本人確認情報のバックアップが、例えば大災害等で市町村の住民基本台帳システムが動かなくなった場合にこの四情報のデータによりましていろいろな対応というバックアップが可能となってくる。また将来、電子申請、ワンストップサービスなどにおける本人確認に活用する基盤ができてくる、こういうメリットも想定できるところでございします。二点目の広域交付される住民票の写しにつきま

しては、続き柄は記載することができるといふことといたしておりますが、戸籍の表示の記載については必ず省略するということといたしております。

お話しのように、住民の利便の増進という観点からは、各種の行政手続において幅広く住民票の写しを用いることができるように、いわば広域交付の場合も戸籍の表示ということも記載するという方式ということも考えられますが、しかし広域交付ということになりますと、住民票の情報が電気通信回線を通じて交付地市町村長に送信されるということになります。したがって、戸籍の表示のような住民のプライバシーに密接にかかわる情報について住所以外の市町村に送信されるということになりますので、これは慎重を期すべきもので、こういう考え方でございします。

むしろ各種の行政手続において戸籍の表示と続き柄の記載された住民票の写しの添付義務の廃止、住民票の写しの添付の際にその表示の記載を不要とするという御指摘につきまして、慎重な御意見だと拝聴いたしますが、別途、各制度を所管する省庁等におきまして検討していただく問題だと考えております。

○木村仁君 その最後の部分でございしますけれども、今いろいろな資格を取るときに一体なぜ本籍地などが必要なのかということとは私は大変疑問に思っています。

今度の住民基本台帳ネットワークシステムが完成すれば、住居の確認とともに本人であることの確認も十分できるわけでありまして、これ以上恐らく正確な記録というものはほかにないというぐらゐのシステムになるのではないかとと思いましたが、むしろいろいろな資格取得等において本籍地を書かせるとか親がだれでなきやいけなとかどうという続き柄でなきやいけなとか、そういうことはもう一切省略をして、むしろこの基本台帳の比較的大らかな、余り高度のプライバシーに当たらないような情報について確認するだけでいいような免許あるいは証明等を行っていく、そう

いうことにすべきじゃないかと思ひます。

もちろん、今言われましたように、各省庁で議論することですけれども、自治省としてそれを強く各省庁に要望すべきではないかと思ひますが、大臣、いかがでございしますか。

○国務大臣(野田毅君) 基本的に、この住民基本台帳ネットワークシステムというのは、私の認識では、本人確認事務ということについて全国的なシステムをつくらう、そういう意味で本人確認ということの迅速性あるいは正確性、そういったことを主眼として構築しようとしているわけですから、そういう意味で、その目的に沿うような形で運用されるのが一番望ましいわけですね。

ただ、これを活用している九十二のいろいろな事務の中でおやりになる場合に、基本的には今おっしゃいました四情報ということでも十分可能なのではないかと。それと、あとは住民票コードということなんですが、ただ、行政事務によっては、場合によってはそれ以外に、今お話のありましたような家族との関係なりということと連絡するようなど場合によっては必要な行政事務があるような場合に、これとは別途独自の行政分野において必要性を判断してその上で是非を決めていただくということになるのだらうと思っております。ただ、できるだけ余分な情報を必要としないような、必要最小限の情報によって事務が遂行できるような体制を考えていただくということとは、大事なことでございしております。

○木村仁君 突然の質問で失礼をいたしました。御趣旨はよくわかりました。

もちろん、例えば児童手当等の諸証明については続き柄が必要なことは当然でございします。でも、どこまでも住民基本台帳で処理せよというのではございせんけれども、よく言われる本籍地や続き柄も載っていないものを広域的に発行しても何の役にも立たぬのではないかと、メリットじゃないじゃないかということについては、私としてはむしろほかの方を改革することによってメリットを大きくするという面がありはしないかという

ことを申し上げたのでございします。

それから、この住民基本台帳法、登録法から台帳法へ変わってきたその過程で、やはり窓口の統一、総合窓口というのをつくるのに非常に大きなきっかけになったということを示し上げましたけれども、それは恐らく昭和三十年代の市町村の窓口を知っておられる方は、今行かれるとそれはもう隔世の、もちろん隔世でございしますけれども、大変な違いがあるということがわかるわけですね。

今、このネットワークシステムをつくるのに、もう私は数字は忘れちゃったけれども、何百億も金がかかる、それに対して節約するのは何百億で、わずかの効果しかないのだと、こういう議論が行われているわけですね。私も、現時点における費用効果の分析なんて無視してもいいくらい、行政でありますからそれを無視することはいけませんけれども、そういう短い期間における費用効果というのは考えるべきではない、これからは市町村の行政を進めていく上で十年、二十年、あるいはこういう制度ができますと二十年、三十年というのが一つのパターンでございしますから、そういう長い目で見れば、今ここで何百億、何千億かのむだがあっても私は十分長期的には採算のとれる仕事だと、こういうふうに考えるわけですね。

特にこのシステムを動かしますと、私は、いろいろ議論がございましたが、市町村の職員というのはいかに勉強をしなければいけない、同時に市町村が行政体としてききな言葉で言えば情報リテラシーをずっと高めていく、そういうきっかけになっていくんだと思ひます。

私は最近の地方行政を見ておりまして、そういう意味で質が向上していく分野というのは二つありまして、一つは情報処理の問題です。それからもう一つはプランニングの仕事です。プランニングの仕事というのは、地方公共団体の総合計画の非常に多くは私は余り意味がないというふうな、どうしても秘密を隠さないで全部表に出します。

表に出しますといろんな利害があつて反対も多いから、そういうところは全部捨象してしまつて差し支わりのない記述だけ書いてあるから、計画書そのものはそれほど大きな役割を果たすわけではないということが往々にしてあるわけですが、しかしその計画をつくっていく過程で私は職員というのは非常によく勉強をする。現在の状況を把握し、そして分析し、そして自分たちの問題はどこにあるか、そしてそれをどういう形で計画という形で表現していくかという面で、一つ計画をつくるとそれに付随する膨大な職員資質の向上があると、そういうふうになっておられます。

情報についてもまさにそうであつて、これから二十一世紀に入っていく市町村の行政というものは情報リテラシーというものをどんどん高めていかなければいけない、したがってここにまた新しい能力を持った職員が何千人か必要だということ

が指摘されましたけれども、私はそれは育っていく面がある。このシステムを構築していく過程あるいはその中で市町村長、助役、そういった幹部の方たちもひたひた議論していく過程で情報リテラシーはどんどん上がっていくのではないかと。それが、言うなれば、昭和四十二年に住民基本台帳法ができ、それから市町村の事務処理がさまざま変わっていくと、同じようなことが二十一世紀に向かつてこの法律とともに、大げさですけども発展していくのではないかと。そういう効果を非常に期待しているのではありませんか。これまた一人勝手に言うのでございましょうが、このような質問で大変失礼でございますが、行政局長さん、その展望はいかがでございますか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。今お話の出ました、私も当面計算、試算可能ということで見込んでおります費用効果についてまず申し上げますと、このシステム構築にかかるコストといたしましては、基本的な導入経費としては約四百億円、それからコンピュータの維持費などの年間経費としては約二百億円を見込んでおります。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。今お話の出ました、私も当面計算、試算可能ということで見込んでおります費用効果についてまず申し上げますと、このシステム構築にかかるコストといたしましては、基本的な導入経費としては約四百億円、それからコンピュータの維持費などの年間経費としては約二百億円を見込んでおります。

ベネフィットの面では数値化可能ということ、一定の仮定のもとで削減時間とか人件費とかというもので試算をいたしました場合、毎年行政側で約二百四十億円、住民負担の軽減という面では約二百七十億円を見込んでいますところ、このコストに見合うベネフィットがある、こういうふうになっておられます。

さらに、数値化していない効果というものとして、例えば非常に実務的な話で恐縮でございますが、共済年金とか労災とか恩給などの過払いというものが防止できると。これは生存確認がこのセンターから、全国センターから得られますので、その時点で過払いが防止できる、こういうことでございます。

また、このカードというものを主婦の方や高齢者等が身分証明書として活用することができ、それからそれぞれの市町村でこのカードというものを独自の政策に活用することができてそれを高いレベルの行政サービスが可能となっていくこと、さらには電子申請、ワンストップサービスなど、幅広い分野における本人確認に活用が可能ということになって、御指摘のように、このネットワークを構築していく過程におきまして、地方公共団体関係者においても個人情報保護についての認識も高まり、また知識、ノウハウというものが高まっていくことによりまして、さらにカードの活用についても、また将来の電子申請あるいはワンストップサービス、さらには災害時の対応とか、いろいろな方面でのそれぞれの地方団体の努力というものが実って活用の幅が広がっていくものと考えております、それが可能なような仕組みといたしまして、それぞれの市町村あるいは都道府県というものが条例を定めることにより、あるいは独自の、相互の協力により対応ができるような制度として今回法案を構成いたしましたところでございます。

○木村仁君 この新しい制度を持つ市町村の行政全体の二十一世紀化というものにも御配慮をいただきたいと思ひます。

次に、個人情報の保護についてでございますが、この問題はもう繰り返し議論されましたので、私自身として余りお聞きすることもないのでございますけれども、幾つかのポイントの御理解をお願いしたいと思ひます。

第一に、従来の住民基本台帳制度のもとの個人情報保護という点について、私はおおむねうまいことだったのではないかと感じます。調査室の方から提供されました、四十二年の制度制定後の事件が書かれておりました、一番有名なのはもちろん昭和四十八年の山形県鶴岡市の事件。これも、新聞等をよく見てみましても、本当に売られたのか、売る前で阻止することができたのか、余り明確ではございませんけれども、これは非常にあしき意図をもって本をつくつて販売しようとした。それからあと、そういった情報を持ち得る資格を持った方、例えば行政書士であるとか社会保険労務士のうち、一、二、地位を利用するといふような形で情報を流したものがあつた。あるいは磁気テープが持ち出されたりしたことがあつた。こういうのが七、八件ございます。

昭和四十二年、一九六七年からでありまして、からほぼ三十年の間にこのくらの事件が起つておつて、そしてそれが非常に重大な結果を惹起していないというところは言えるわけです。どんなシステムをつくつてもそれを悪く活用しようとする人は幾らかいるので、その幾らかいる者をすべて抹殺して、すべてゼロにしなければならぬというシステムをつくるためには、また膨大な費用がかかるわけでございます。

こういう例はいいけれども、万引きをなくそうと思えば職員をたくさん雇つて監視すれば済むことではない、今度職員自身が万引きを雇つていくようなもので、その給料で倒れてしまふわけですから、本屋さんというものはどれくらい万引きまで許容すれば自分のもうけが一番大きくなるかということをいつも考えながら職員を

雇つていけるわけです。システムというのはみんなそういうもので、やっぱり一〇〇%全部それをなくさなければいけないから、したがって、このシステムはできない、あるいはそのための膨大な安全弁をつくらなきゃいかぬという、そこまで考えるのは私は、そういうことでは時代は変わつていかなければいけません。さればとてプライバシーの侵害があつていいということを申し上げているのではありません。

そういう観点からすれば、住民基本台帳、比較的プライバシー保護の安全弁の少ない制度だったのでございますけれども、日本の社会においてはそれほどの重大な事故が起らなかった、こういう認識についてはいかがでございますか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。住民基本台帳制度は、いわば住民の居住関係を公証するという目的を持っておりまして、住民に関するいわば情報というものを、公開原則ということで、それで住民の利便あるいは地方公共団体の行政のために活用するということを予定しているわけでございます。

しかし、当然ながら一方で、閲覧によりまして知り得た事項というものを不当に利用する、今お話のございましたように、住民名簿を作成して、これを不特定多数の者に頒布、販売するといふ、いわばプライバシーの侵害につながりかねない不当な目的に転用されるということも、幾つかの事例でございますが、見受けられたということでございます。住民基本台帳制度の運営に当たりまして、プライバシーの保護ということについては、いろいろな機会に、いろいろな事象が起ることに真剣な議論が行われてきているところでございます。昭和六十一年の法律改正では、住民基本台帳閲覧、それから住民票の写しの交付などにつきまして、不当な目的に使われないように合理的な改善を図るなどしてプライバシー保護措置を講じてきたということでございまして、関係者の努力により、今御指摘のような状況になつてきていると私どもは見えております。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。住民基本台帳制度は、いわば住民の居住関係を公証するという目的を持っておりまして、住民に関するいわば情報というものを、公開原則ということで、それで住民の利便あるいは地方公共団体の行政のために活用するということを予定しているわけでございます。

○木村仁君 個人情報保護あるいはプライバシーに対する感覚は、これはもう過去と現在とは格段の違いがあるわけではございませんし、また、情報技術が高度化すればするだけそれが発揮された場合の影響が大きい。そういう意味では、十分な安全弁と申しますか、ガードをしなければいけないということにももちろん賛成でございますが、その意味でいろんな形で配慮がされていることを評価するわけでございますが、一、二、技術的なことをお聞きしておきたいと思っております。

十六省庁九十二の事務について各省庁に個人情報報が送られます。そうしますと、同時に、一挙に大量に送られるということもあるだろう、こう思います。データマッチング等は禁止されておりますからその面は大丈夫でございますが、送られた情報はどう守られていくかということについて、現行の国の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律、これは当然その情報についてもちゃんと適用される、こういうことでよろしゅうございませうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

御指摘の、指定情報処理機関から法律に定められた国の機関等に情報が提供された場合に、国の機関につきましても、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律、この適用があるわけではございますが、住民基本台帳におきましては、個人情報の保護に関するかなり厳格な諸規定を置いておりまして、その意味では国の個人情報保護法の特別法という形になると思っております。住民基本台帳に定める各種の規定がほとんど優先的に適用されてくる、このように考えております。

○木村仁君 ちょっとその点確認しておきたいんですけれども、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律によるセーフガードよりもさらに住民基本台帳の方が厳しいと理解してよろしいわけですか、国の行政機関に対して。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステム、今回の法律改正は、いわば住民基本台帳をベースとした全国ネットの本人確認システムというところに対するいわばセグメント方式というのでしょうか、個人情報保護措置を規定いたしております。それに対して、国の個人情報保護法は行政機関全体を対象とした法律でございますので、そういう意味では性格が違っておりますが、厳しいか厳しくないかということから申し上げますれば、そういう目的を持っていきますので厳格な規定が多いと御理解いただいて結構です。

○木村仁君 わかりました。

それから、もちろん指定情報処理機関についての厳しいセーフガードもあるわけではございますが、都道府県及び市町村、この分野についてはやはり先ほど来何度も確認しておりますように自治事務でございますから、その事務に係る個人情報保護の防衛あるいはプライバシーの保護ということについては、やはり全国的な制度に加えて、それぞれの市町村、都道府県も工夫をしている措置を講じていくべきものだと思います。そういう意味で、現在かなりな数つられております、制定されております個人情報の保護に関する条例、これは尊重していくべきものだと思います。

そして、これはちょっと個人的な興味で申しわけないのでありますが、今すべてのオンライン連結を禁止する条例というのが五百六十余かんであります。そうであるならば、これはいよいよ行政事務条例ではなくて、行政の管理に関する条例だろうと思ふんです。ですから、国の法律でそういう別途の事務処理をしろということが決まったためにその部分が抵触するというような関係になりましたけれども、いわゆる行政事務条例の規制が国と地方と食い違っているということ、少し感じが違ってくるから、強制的に国の法律が都道府県を通じて指定情報機関に通報しろということになったんだからその部分は無効だと決めつけるのでなくて、それぞれの団体の固有の事務について行政上の規定をしているというものを差えさせるということでは

ございますから、やっぱり丁寧に、そのところを尊重しながら指導をなさるべきではないかと思えますけれども、まことに老練心でございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) 地方団体におきます個人情報保護条例の制定状況は年々増加をいたしてきておりますし、また条例だけでなく規則とか要綱などで対応しているところもありまして、三分の二を超えているということでございます。個人情報保護の認識、必要性というものが定着、浸透してきているあらわれだと、こう見ております。

そこで、個人情報の利用提供の規制として、いわば外とのオンラインを一律に決めているという団体もあるわけではございます。近年減少傾向にございますが。この点につきましては、従来から、高度情報通信社会ということの中で通信回線を活用した情報処理を行っていく場合には、やはり提供の目的とか権利利益の侵害、そういったおそれを個別に検討した上で提供の可否を決定するのが望ましいということ、例外なく一律にオンライン接続を禁止するというところについては見直しが必要であるということ、これまでも地方団体に對してお話をしているところでございます。

今回の法案に当たりましては、その面についての法的な考え方は従来から申し上げてるところでございますが、地方団体にこの法案、システムについて十分御理解をいたしまして、それぞれの条例におきまして規定については、改善というのはいかがでしょうか、それぞれ地方公共団体が検討していたら、全体のネットワーク運営というものが可能になるように対応していただくということが一番望ましいということと変わらざるを得ない、私どもとしても精力的にその辺は努力をしたいと思います。

○木村仁君 恐らくそういう条例を制定しておられる市町村、都道府県でも、もうこれからの情報処理というのは、クロスドソーキットをつくってそれを守れば完全だという発想では対処し切れない。オープンに全部つないで、しかし大切なプ

ライバシーはきちっと保護できるようなシステムをつくる、そういうことが本命になっていくと思えますので、この部分について余り心配はしてないのでもございますけれども、まことに失礼な御質問だったかもしれませんが御勘弁をいただきたいと思っております。

これは質問というよりはまたひとり言でございますけれども、住民票コードを除く四つの情報というのとはともなう伝統的に公開、オープンなものである。住所、姓名、年齢、生年月日ですが、この四つはもとよりオープンなものである。したがって、これが大量に一括して本になるというような出ていき方の態様でなければ、人々に知られてもいいんだと、そういう情報ではなからうかと私は思っております。

この点については、一昨日の参考人の皆様もやっぱりプライバシーという面からすれば比較的に守る程度は低くない情報ではないか、こういうことを言っておられます。昭和六十年に一括閲覧についての制限の規定をつくりましたときには、学界その他から、学術の目的のためにこれを使用するというのが制約されるのは非常に困るとか、あるいは公平な、公正な世論調査をするためにはどうしても住民基本台帳からの閲覧が必要だ、こういうことで反対が強かったと私は聞いております。

そういう四情報を持つ社会的効用あるいは住民の利便、行政の効率化という面について、むしろ前向きな調和を考へるべきではないかと考えております。これはひとり言にさせていただきます。それから、国民総背番号制との関連でございます。

この制度は国民総背番号制に連なっていくものだから反対であるという方が大変多いと思えます。私は、言うなれば今度のものは国民総背番号制である、しかしいよいよ国民総背番号制と呼ばれるものとはやっぱり実態が違ふだろう、こう思っています。

これも一昨日知恵をつけていただきましたから、中山太郎先生の「億総背番号」という本を恥ずかしながら初めて拝見させていただきました。昭和四十五年十二月に発行されておりました、「億総背番号」という本でございまして、これは一億総背番号を非難する本ではなくて、そういうものをつくりたいという情報化時代の御提案でございました。

端書きの一番最初に、K君の背番号と書いてあります。まだ背番号という言葉が嫌なイメージでなかったのじゃないかと思いますが、生年月日が一九七〇年一月十五日であるから、七〇〇、七〇が七〇年ですね。これもコンピュータの間違ひと同じことを犯しておりますけれども、一九七〇でなくて七〇と書いてあります。七〇〇一五、これが生年月日。そして三六四八と続きます。これはその日の出生者の受け付け順番だそうでございます。ですから、この番号は七〇〇一五三六四八。わからない部分は三六四八の下四けたでございますが、もともとみんなに公表する、おれは七〇〇一五三六四八という番号だということをもみんなに公表するための背番号で、これはもう極めておそろかな、四十五年でありますから、さしもの中山太郎先生もそういう御認識だったのかなと思います。

そのときのそういったものについて産経新聞で調べたら、賛成三二%、反対三九%、どちらとも言えない二八・八%、そういうことでございまして。もちろん感情的反対があるだろう、管理社会化のおそれがある、それはそのとおりだ、プライバシーの問題も出てくるだろうということは指摘されております。

しかし、そういう指摘されたようなことには絶対住民基本台帳はなっていないといけないわけでありまして、絶対なっていないかと思うます。そして、私がもう何度も主張しておりますように、これは国家の事務でなくて市町村の事務である、都道府県の事務であるということから、こ

の国民総背番号制とは違うというふうに私は思うんですけれども、今まで何度も答弁しておられると思いますけれども、いかがでございませうか。

○国務大臣(野田毅君) 番号によっていわゆる国民、住民を国なり地方団体が管理するという発想というものをいわれるこの総背番号制という言葉の中に感じ取るという立場からすればアレルギー反応が起きる。そういうのではなくて、今でもそれだけの分野で、運転免許証だってみんな番号があるでしょうし、年金だって番号があるでしょうし、そういう意味で行政事務遂行の上で部内処理として効率化をしようというようにすることで、単なるそういうシステムの合理化の一環としてのナンバーリングであるということを受けとめるならば何らアレルギーも感じないという、二通りの受けとめ方があると思います。

私も、率直に言って、何ども何ども申し上げておりますが、住民なり国民をこういう住民票コードによって管理する発想というのは全くないわけであって、むしろ全国的な本人確認事務というものが非常に膨大な作業になっておいて、その迅速性あるいは正確性ということ考えた場合、やはりこれがあつた方がはるかに逆に住民サービスはレベルアップできるんじゃないか。

先ほど木村先生から御指摘がございましたが、ある意味では単純作業の世界だろうと思うんですが、本人確認事務という。むしろ、市町村における行政事務というものをより質的にレベルアップして情報リテラシーを向上させるなり、その住民サービスの内容を、そういう単純な仕事に精力を費やすよりも、より大事な質のアップに向けることができるのではないかとということにむしろ目を転ずるべきではないか。

そして、そういう意味で、これがそういう国民監視のシステムだと誤解されないような工夫として全国センターというものを都道府県の言うなら共同の作業としてやっていただくというような発想、あるいはいろいろな目的外利用の禁止等々、い

ろんな個人情報に関する保護措置をシステム面、制度面、運用面等々において、現在考えられるだけのこともあわせて講じておるわけであります。そういう意味で、長くなって恐縮でしたが、国が住民票コードをもとにしてあらゆる個人情報を一元的に収集して管理していくということにはならない仕組みにつくり上げておりますので、この点は重ねて強調をさせていただきたいというふうに考えております。

○木村仁君 今、大臣の御答弁のことで安心をいたすわけでございませうけれども、さらにそれに力を得て図に乗るわけではございせんが、これだけのシステムをつくり上げていく、そして個人のプライバシー保護のためのいろんなセーフティーネットもつくり上げた、そういうことを考えますならば、この住民情報ネットワークシステムを本当に行政のもっとも幅広い分野に使っていくということとは、国民総背番号制度というものにつながつていかない限りは、私はやるべきではないかと。それが、費用対効果の関係を有利に導くことでもありますし、住民サービスを向上させる面でもあるし、また地方自治体の向上にもつながっていく、そういうふうな考えますが、広げていくということについて大臣のお考えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、住民サービスを向上させていく、そういう上で十分御検討をいただいて、その上で、例えば、幾つかのうも先日も御議論がございましたが、幾つかの分野で住民サービスを向上させていく観点からこの事務の適用対象範囲を広げていくという検討がなされることは、私は結構なことだと思っております。

ただし、その点については改めて法律改正という手続を経た上でいろいろな面から逆のチェックという点でも必要などでありまして、そういう点で十分検討をされた上で適用範囲を広げていくか、ということとは、私は十分考えなければならぬ視点であると思っております。

○木村仁君 せっかく構築するシステムでございまして、この四情報をもっと明らかに国民に理解されて、そしてそれを国民の利益のためにどんどん使っていくという雰囲気生まれ、そしてそれについて必要な法律改正も進められていくということをお願いしたいと思ひます。

ちょっと時間が経ってまいりましたので、せっかく郵政省の官房長さんがお見えになっていらっしゃいますから、その質問をさせていただきます。

そういうふうにしてネットワークができて広がっていく、そして十分なプライバシー保護のための措置も講じられる、さらには国民総背番号制に移行しないようなしっかりとした精神的、行政的な雰囲気がつくられていくということを考えていきますならば、そうしたことも便利にできないか。今、広域交付ということではできました。これはもう以前から、諏訪の広域市町村圏や、あるいはこの間視察させていただいた浜松でも今まで一生懸命市町村がやっていたこと、これが一挙に全国的にネットワークでつながっていくことはすばらしいことだと思ひます。

ところが、一方では、農山村に行きますと、もう役場に行くこと自体が非常に長距離だということがたたくさんあるわけです。ところが、そういうところにも特定郵便局というのが必ずあります。そこに窓口があつたら非常に便利だろうな、こういうことを感じます。

ついでに、今、郵便局においては、全国三万何千かある郵便局をワンストップ行政サービスの拠点にしようという努力をされております。これは、自治省も最初は反対したようでございますけれども、協力して、昭和六十年ぐらいからやっておられると思ひますけれども、現時点でどの程度まで行っているか、そして住民基本台帳との関連におけるどの程度まで見込みがあるかということをおしと教えていただきたいと思います。

○政府委員(松井浩君) 今現在、郵便局は二万四千七百ほどございます。

これから高度情報化、高齢化など環境変化がございしますが、二十一世紀を展望した場合に、この郵便局ネットワークをどのように活用していくかというところは重要な視点だというふうに私も考えております。

郵便局でさまざまな手続やあるいはサービスの申し込みを行うことができるという発想で、郵便局におけるワンストップ行政サービスということを進めておりますが、これが実現いたしますと、国民は全国津々浦々に存在いたします身近な郵便局で行政サービスが受けられますし、その利便は大きく向上するというふうに思いますが、また行政機関の効率化にも資するなど、意義は大きいというふうに考えております。

このような観点から、平成九年度から実際にこの実験を開始しておりまして、現在の状況を申し上げますと、全国の五地域十二市町村のモデル地域におきまして自治体が提供する公的サービスの申し込みなどを行う実験を実施しているところでございます。

さらに、平成十一年度予算におきましては、新たに住民票の写しあるいは印鑑登録証明、そういったことの自動交付を行う自治体端末の郵便局への設置の要求が認められたところでございます。

それから、今後のこの住民基本台帳ネットワークシステムの導入との関連でございますが、今回の住民基本台帳ネットワークシステムの導入につきましては、国民が住民票の写しを一つの居住される市町村の役所までとりに行かずに、一枚のカードで多様な行政サービスの利用を可能にするということである意義があるものというふうに思っておりますが、郵政省が推進しております郵便局におけるワンストップ行政サービスの実現とこの点を軌を一にするものだというふうに考えます。

その意味で、郵便局におきますワンストップ行政サービスが住民基本台帳ネットワークシステムを活用するという観点でとらえるということは、

国民の行政サービス利用における利便性の向上に相乗効果をもたらすものではないかというふうな期待をしております。

以上でございます。

○木村仁君 市町村のいろんな書類の交付事務について、自治省は郵便局との関係では今のよう

なことをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

現在、住民票の写しなどの自動交付機というものがそれぞれの市町村で導入をされてきております。それにつきましまして、その設置場所は市町村の施設内ということで、管理の安全ということで市町村の施設内に限って認められてきていて、こういう状況でございますが、今年度、郵便局など一定の都道府県、または国の施設の中でもやってみようということで、試行事業、モデル事業というものの実施に向けて現在自治省において検討をいたしております。関係府県、市町村、また郵政省を初めとする関係省庁との検討を進めている状況でございます。

○木村仁君 この面につきましては、ぜひ、将来は同じ省になるんでございますね、郵便局はこの行政改革の過程で国家公務員としての地位が残りますので、非常に立派な方々が仕事をしていたたけわけでありますから、できればこのネットワークの一部に入ってもいいくらいだと私は考えております。

そして、最後に、時間がございませんで準備しました幾つかの問題スキャンして大変失礼をいたしますけれども、最後に、これは他の委員の皆様にも聞こえるように発言をしておきたいのでございしますが、昭和四十二年の住民基本台帳法が制定されましたときの国会審議でございすけれども、地方行政としては一時期を画する法律であったわけでございますけれども、衆議院は、地方行政委員会でも賛成多数で議決をいたしております。それに対して参議院では、「地方自治の本旨を尊重し、かつ、住民基本台帳制度の本来の趣旨にのっとり、この制度の適正な運用を期すること」と

いう附帯決議をつけて全会一致で議決をしております。良識の府としての参議院の面目を発揮しておるわけでございす。どうかひとつ最後の締めくくりとして、大臣、この参議院ではぜひ満場一致で可決するように提案者としても御努力をいたしたいと思っておりますが、いかがでございすでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 大変今緊張して前回の国会審議における状況についてのお話をお伺いいたしておりました。

御指摘のとおり、でき得べくんば全会一致はもとよりであります。一刻も早くこの法案を成立させていたしたい、着々とこれからの高度情報化社会に対応した市町村の行政、住民行政のレベルアップのために貢献できますようによろしく御理解と御支援をお願い申し上げております。

○木村仁君 終わりますが、私も、今二十一世紀に向けて市町村の行政が一つの飛躍を遂げるこの法律の審議に携わること非常に名誉に思っております。

○藤井俊男君 民主党・新緑風会の藤井俊男でございます。

七月八日に住民基本台帳法の一部を改正する法律案が提案されました。これまで質疑等も行ってまいりましたけれども、我が党といたしましては、重要法案とこの法案を位置づけておりまして、部会等でもたび重なる議論をしてまいりましたところでございます。そういった中で、一昨日は参考人の質疑をいただきました。また、委員会での質疑に入る前に、七月十五日でございすけれども、早速静岡県の豊田町や、あるいは浜松市等を視察させていただきまして、まさに委員長と理事さんや関係の皆様方に、これまでの取り組みには感謝を申し上げたいと思っております。

私は、やっぱり百聞は一見にしかずという言葉がございすので、この辺も私の脳裏に刻み込んでおる一人でございます。私は、現場を見まして、聞く中で、これは問題がやはりはないか、大

変だなと実感した次第でございます。

今、前任者の自治省出身の木村先生が質問されましたけれども、私は庶民の、まさにローカル出身者でございますので、ローカルの立場に立って質問をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。国民の理解を得ていく、そしてまた自治体の各行政の理解を得ていく、これが大切でございます。自治体行政の中でもこの委員会を注目しているものと私は思っております。次第でございます。そういった中で、この住民基本台帳法改正案制定までの取り組みについて、まず伺いたいと思っております。

自治省のコミュニティネットワーク構想における地域カードシステムの取り組みの実態についてであります。本法案の提出に至るまで自治省はコミュニティネットワーク構想における地域カードシステムに取り組んできておるといふことであります。どのくらいの自治体、そして都市を選び、実施に向けて取り組んできたのか、まずこれをお聞かせいただきたいと思います。御指摘がありました地域カードシステムでございすけれども、自治省はコミュニティネットワーク構想の一つとして地域カードシステムの導入を進めようという考え方で始めておる事業でございまして、全国で十七団体をモデル団体に指定いたしました。地域の実情を踏まえた実証実験を行いまして、標準的なシステムを開発しようとしたものであります。

一応、平成九年度にシステムの開発を終えまして、その後はこのモデル団体以外の全国の市町村に對しまして、利用を希望する場合には公開をいたしたいということと呼びかけをいたしております。モデル団体のほかにさらに十市町村が利用を希望しておられまして、導入の準備を進めておられる、そういう状況でございます。

○藤井俊男君 このコミュニティネットワーク地域構想ですけれども、これについて確かに十七市町村に当たったこととありますけれども、目的といたしまして行政窓口サービスではす

すべての住民に対するサービスの向上を目指し、以下、三点の達成を目標とするということで、一つとして住民が各種証明書の申請手続を正確かつ簡素に行うため、申請書の自動作成サービスを行う。

二つとして、ICカード内の情報を読み込むことにより、窓口でのキー入力操作を削減し、処理のスピードアップを図る。

三つ目としたしまして、端末を各支所に設置することにより、各支所でも町役場本所と同時のサービスが受けられるようにするという点でありますけれども、そういった中でこのコミュニティネットワーク構想における指定を受けた団体の事業の実施状況はどうなっているのか、この辺についてもお聞かせを賜りたいと思います。

○政府委員(香山弘君) 地域カードシステムにつきましてもICカードを使いまして、そのセキュリティ機能の高い部分とそれから記憶容量が大きい部分を活用いたしまして、幅広い行政サービスの提供に活用しようというものであります。

御質問がございました具体的な導入している例といたしましては、例えば保健分野におきましては、健康診断結果というものをカードに登録するようにいたしまして、母子保健とか予防接種あるいは乳幼児健診、学校健診等に活用しておられるという市町村がございます。

また、福祉分野では、高齢者の情報をカードに打ち込みまして、訪問指導あるいは高齢者福祉サービス受給情報、こういったものを提供する、そういうふうなことに広く活用しておられる事例がございます。

また、窓口業務といたしましては、住民票の写しあるいは印鑑証明、その他各種証明書の申請等が自動的にできるように、そのような形で活用が行われておるという状況でございます。

○藤井俊男君 私は、活用状況はただいまの答弁でわかるわけですが、実態を聞いたわけであり

しからば、その十七市町村の実態はどうなったのだろうか。活用はこういうふうな活用をしているということですが、それでも、実態をお示しいたしたいと思います。

○政府委員(香山弘君) それぞれの団体で事情が違いますが、一概に申し上げることは難しいのであります。先導的に導入したということで全国的に有名なある都市の場合には、いわゆる窓口業務の申請書を取り寄せるとかそういったことについては相当活用されたけれども、福祉、医療、こういった面については余り十分な活用がなされていない。そういうことで業務についての見直しもする必要があります、このような検討がなされている、そういうふうな団体もあるというようなことは事実でございます。

○藤井俊男君 私は先般、静岡県豊田町やそして浜松市等も見えてまいりましたけれども、今活用されている、あるいは見直し等もございましたけれども、しからば十七市町村の実態はどうなんだらうかと調べさせていただきまして、そうしましたら、この十七市町村の実態はまさに大変な事態であります。

山形県米沢市は、設計開発はしたがいろいろあるので見直している、こういう状況であります。また、岡山県成羽町は、実施はしているが大したものはやっていない、更新の意思はまるきりない、こういうことであります。また、長崎県大瀬戸町は、基本設計は終わっている、高齢者がメインであるが、先ほど答弁していただきましたけれども、中断するに至った、こういう状況であります。また、長野県茅野市は、委員長のところですから、調査を受けたがうまくいかなかったもので中止した。理由は、本人カードを確認できない、中身を見せたくない、見せない、広域的な対応が必要である、情報の流通には慎重だ、こういうことです。委員長のところは、熊本県山鹿市は、基本設計、詳細設計までやったが今は中止中だ、平成十三年に再検討だよ。これは財政が逼迫しているんだ、財政がどうにもならない、これ

が現実だと思っております。長期的計画を策定中であるということでもあります。こういうことを私のところで実態としてお聞きした次第でございます。

今言ったところにつきましては、五県の五市町です。またさらには、鳥根県出雲市はやめたいと、こういうことであります。鳥根県米子市も中止だ。

この十七市町村で実施残っている市町村は幾つあるんですか。この実態をどう把握していますか。

○政府委員(香山弘君) 私どもが聴取いたしました状況で申し上げますと、開発を中止しようとしておる団体というのは茅野市と山鹿市の二つであります。出雲市の場合には児童カードと市民カードの二本立ての制度でやっておるわけでありまして、その二本立ての制度でやっておりますけれども、その扱う事務のうち窓口業務の方は基本的に残すけれども、福祉、医療の分野は再検討してみたいというようなことが論議されておるというような状況でありまして、全体をやめたいというふうな状況ではないというように思っております。

各団体のお話を聞きまして、率直に申し上げまして、どうも先生の聞き取りの仕方と我々の聞き取りの仕方とで多少ニュアンスが違っております。私どもの受けとめ方は、全国的に非常に普及していない段階でありますので、この分野の行政的な取り組みが必要との考え方は持ちつつも、ある団体の場合は、一団体のみで先走ってやっても効果が限られるので、もっと全国的、さらには広域的な広がりを見てから再度取り組みたい、こういうふうな事情を考慮しておられるようなところがございますし、もう一つのところは、必要性は認めるけれども、団体の開催とかいろいろな事情があって、他の財政事情との比較考量において優先度が現在の時点では低いということで、事業部局としてはつらいけれども先送りをするというところをのまざるを得なかった、このようなお話し方をしておられます。

いずれにしても、私ども、これはまだまだ普及

段階でありますから、その過程で先導的に取り組まされた団体の場合はいろいろなことを考えられるし、いろいろな悩みもあるということで、そういう意味では、大きな流れとしてできてくる、あるいは全体としてさらにこの行政に対する理解が深まっていく、こういうことによってこれらが円滑に進んでいくものであるというふうな考えておる状況でございます。

○藤井俊男君 私たち一行が先ほど申しましたように視察をさせていただきまして、私は実態をつかんでまいりましたところでありまして、大臣、この実態をどう把握、認識されておりますか、お願いします。

○国務大臣(野田毅君) 今、総務審議官がいろいろ各団体ごとについての事情を簡略に御説明申し上げたと思います。

こういうシステムについて、もちろん、モデルケースとしてのいわば試行錯誤的なことが当然この種のものにはつきまといがちでございます。そういう点でいろいろ先導的な事業をやっているという場合には御苦労が伴うだろうと思っております。しかし、総じて、基本的に、このことが事務処理の簡素効率化なり、あるいは住民の利便性の向上なりにより密接につながっていく。特に、それが一つの市町村の域内だけでやる場合の利便性と、それを超えて広くやっていく場合の利便性とはおのずからまた異なってくるのだと思

います。

○藤井俊男君 大変失礼な言い方かもしれませんが、世界の中で何カ国かの住民基本台帳たるものにいろいろ取り組まれているというところもあるやには聞いておりますけれども、世界あるいは国内において大臣は私どもと同じように現場を視察したことがあるのか。現場を見てきておるかどうか、この辺ちょっとお聞かせください。

○国務大臣(野田毅君) 直接その市町村に行つて、使われている現場とかそういったことを私自身見ておりません。しかし、現場を見てこられた衆議院の先生方あるいは当然のことながら事務局の方から、それぞれについての問題点なり改善点なりということについていろいろ現況報告を聴取いたしております。

○藤井俊男君 私は、自治省の内部ではビッグプロジェクトの一つではないかなという気がするんです。そういった中で、大変恐縮ですが、私どもに提案するからには、外国の状況やあるいは国内の状況をやっぱり大臣が視察する必要があるんじゃないか、このような感じがするんですが、いかがですか。

○国務大臣(野田毅君) 今御指摘のございますモデルとしてやっております地域カード事業の問題と、それから今御提案申し上げております住民基本台帳ネットワークシステムの問題、これははいずれ住民カードというふうなことになるというわけは、その辺はかなり運動性は出てくるかと思ひます。しかし、少なくとも、四情報と核とした住民票コード、これに基づいて全国的な本人確認作業を効率化させていこうというこの問題は、必ずしもこれが前提というところではないと思ひております。地域カードの問題、これが前提となつてネットワークシステムの構築の話ということになるのではないと思ひております。

したがって、できれば、時間があればそういうことの機会を得たい、私自身率直にそう思つておりますが、残念ながら、就任して半年間、実際問題かなり長期間、国会における答弁で相当身柄を拘束されておられることも事実でございます。いづれ時間がありましたら最優先でいろいろ現地の状況などもつぶさに把握をしてまいりたいというふうな考えております。

○藤井俊男君 日夜大変御苦労さまでございませう。よろしくひとつお願いしたいと思つてます。

そこで、私は、この窓口のトップにおられる行政局長、この実態をどう見られておりますか、お

聞かせ賜りたい。

○政府委員(鈴木正明君) お話は地域カードシステムについてのお尋ねだと思ひますが、総務審議官から御説明申し上げました状況でございます。それぞれ地方団体、特に市町村においてこの事業はモデルの実証事業として取り組んできている。そこにおいてかなりうまくいっているところもある。いろいろな障害、隘路にぶつかっているところもある。それなりに得るところも多いただろうと思ひます。

私どもは、今後、このネットワークシステムというものを本法案ということで御提案、御提出いたしているわけでございまして、その中においてICカードを活用した住民基本台帳カードというものもかなりの準備期間を置きながら活用してまいりたいと考えておりますので、こういった各地の地方団体の取り組みから得られました教訓あるいはノウハウというものをその中に生かしてまいりたい、このように考えております。

○藤井俊男君 そこで、私は、この新ネットワークシステムを財源、人間、権限から検証してみたいと思つております。地方分権の推進、地方自治の拡充を目指した地方分権推進法案の議論で重要なテーマでもございました財源、人間、権限についてであります。言いかえれば、ポイントとは、人、物であると思ひます。

そこで、財源でございませうけれども、一つといひまして、システム構築にかかる費用はどのぐらいなのか、これをちょっとお知らせ賜りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。このシステムの構築にかかるコストということでございますが、基本的な導入経費とそれから年間の経費、こういうことで分けて申し上げますと、基本的な導入コストといたしましては、システムの基本設計費、コンピュータの設置工事費、またネットワークシステムのテスト経費、さらには既存の住基データをこのシステムに移行するための経費など、こういった経費がかりまし

て、約四百億円と見込んでおります。

それから、年間経費でございませうが、維持運営コストといたしまして、コンピュータのリース料、維持費でございませう。それから、電気通信回線使用料などで、維持運営コストとしては年間約二百億円と見込んでございませう。

○藤井俊男君 ランニングコストは全国でどのぐらいなんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) このネットワークシステムのランニングコストは年間約二百億円というところで、内容的にはコンピュータのリース料、維持費、それから電気通信の回線使用料などでございませう。

○藤井俊男君 これは平成十年の住民基本台帳ネットワークシステムの構築に要する経費(試算)ということでも私どもの方にも手元にいただいておりますところでありませうけれども、さらに私はわからない点がございます。

今、ランニングコスト、年間二百億だということでもございませうけれども、さらにお聞きしますけれども、地方自治体のうち、市町村のシステムにかかる費用はどのぐらいなのか。これが一つ。あるいはもう一つは、都道府県のセンターのシステムにかかる費用はどのぐらいなのか。もう一つ、指定情報処理機関についてはどのぐらいなのか。三つ目です。

四つとして、さらにお聞かせ賜りたいと思ふんですが、国に関連してかかる費用はどのぐらいなのか。

この辺、ちょっと私どものいたでいるデータには載っていないわけでありませうので、詳しくお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムの経常経費につきましては、今ほど申し上げました額を見込んでございませう。そこで、お尋ねは、市町村あるいは都道府県、指定情報処理機関あるいは国ということでも、どのぐらいの経費がかかるか、こういうことでございませう。

この法律が成立をお認めいただいて、全国のネットというものを具体的に具体化していくということになります。それは関係地方団体の協議によって具体化の詰めをしていく、こういうことで考えてございませう。私ども自治省としても当然それを支援してまいりたいと考えてございませう。

そういうことで、具体的にそれぞれのところでのぐらゐの経費になるかというところについては、現在の段階では試算を行っているわけではございませう。ただ、平成八年十二月の住民基本台帳ネットワークシステム懇談会の意見の概要というものを示したときに、その中で試算をした資料がございませう。これは負担というよりもその運営主体別に、いわば場所別でどのぐらゐの経費が見込まれるかという試算でございませう。この資料におきましては、システム稼働後毎年要する年間経費百九十八億円のうち、市町村の部分で経費が発生するのが百九億円、都道府県で発生するものが七十九億円、全国センターが十億円、こういう試算が示されております。

この試算を行うに当たつてのいわば前提ということで、全体経費及びその内訳は必ずしも精査されたものではないこと、また二点目としては、場所別経費の負担主体、負担をどうするかということについては現在のところ未定である、それから通信回線料のところでどういふふうに見るかという整理の仕方ですが、全国センターから都道府県までの間は全国センターに計上する、それから都道府県から市町村までの間の回線使用料、これは都道府県に便宜計上している、こういう注意書きが示されているところでございませう。

それで、国の機関等に本人確認情報を提供した場合どうなのかということでもございませう。それにしましては、国の機関等が、もちろん法律で認められた国の機関等でございますが、これはシステムの構築主体ではありませうので、第三者という立場でございませうので、本人確認情報を利用していた場合場合には所要の額をお支払いいただくということでも考えてございませうが、その具体的な経

費につきましては、ネットワークシステムの仕様とかそれから本人確認情報の提供に関する政令、省令事項などに関するものが具体的に決まっておりますので、この懇談会の意見の概要の時点においてまた現在でも試算が困難であるという状況でございますので、ちょっと具体的な額はお示しできないところでございます。

○藤井俊男君 具体的に試算していない、困難だということ、私たちがたび重なる質疑をこの委員会で行っておりますけれども、提案をするからには、実施に向けて確実にそろばんをやっぱりはいておく必要があるんじゃないかと思うんです。今の局長さんの答弁では、平成八年の懇談会のあくまでも試算ですよ。これでは私はちょっといいかげんではないのかな、こんな気がいたしております。

そこで、自治省の関係者がそろばんをやるには大変なのかなという気がしますので、自治省の担当官は大体どのぐらいおられるかなと思ってちょっとお聞きいたしましたら、行政局の振興課が住民基本台帳をやっている係、これが補佐が二人、企画官一人、係員四人と。全国に三千二百三十二自治体がありますけれども、統括する振興課の中で、ましてや私どもに提案するビッグプロジェクトだと私は思っておりますが、住民基本台帳、この懇談会の試算をもとに、今の試算の額では到底及びもつきませんよ。計算しただけでもわかります。後ほど私は質問を順番にやっていきますけれども。

こういう実態ではちょっと余りにもどうかかなという気がしますので、この辺について、大臣、率直な気持ちをお聞かせ賜りたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 率直に申し上げてこのシステム、まだかなり細目にまで、具体的にどういうような仕様になるのか、そういうことがかちと固まっていけないと、実際問題、イニシアルコストなりランニングコストを確定するというのはなかなか難しい。したがって、あくまで試算という範囲の中で一応の目安という受けとめ方を

するのが至当ではないか、これはそう思います。これはあらゆる設備投資をする場合、みんなそういうことだと私は思っています。

それから、コストの計算、ベネフィットの計算、それぞれの前提を置かないと、済んだことであれば過去をさかのぼってかなり正確な計算は成り立つと思いますが、これからやろうとするわけですから、ある意味では試算、これからのかかるであろう予想計算でありますから、そういう制約というのは当然ある。そういう中で、先ほど来、それぞれ考えられる項目、要素について局長からいろいろ申し上げ、そして具体的に要素としてはあるが、つまり定性的なコストなりベネフィットなりということとは十分考えられるけれども、定量的にそれをきちんと把握するということはなかなか難しい性格の事務もたくさんある、こういうこととあります。まずそのことをひとつ頭に置いておいていただきたいと思うんです。

それからいま一つは、こういう長期間に対して効用を持つような性格のものについては、言うなら先行投資の要素も現にあるわけでは、単にイニシアルコストの大きさだけではなくて、つまり十年なり場合によっては二十年の長期を展望した中でトータルとしてのコストベネフィットとこの設備投資する場合に当然議論しておかなきゃならないということがございます。

それからいま一つは、そもそもこれは通常の企業の設備投資とは質を異にいたしております。先ほど来木村委員のお話にもございましたとおり、行政事務の内容そのものの充実、レベルアップというところにどういふふうを活用していくか、それから市町村、都道府県、この地方公共団体の人材をどういふ形でより住民サービスの内容のレベルアップの方に振り向けていくのか、あるいは発想なりこれからの行政事務の内容をレベルアップしていく、情報リテラシーという表現もございましたが、いわば本人確認事務というのは率直に申し上げてそれほど複雑高度な質の内容の事務であるとは思いません。

そういう意味で、できるだけ人間でなくて他に代替できるような仕組み、そのことによって行政事務が簡素効率化できるといことが展望でき、その中で、より人間でなければならぬ、まさにそういう優秀な人材を振り向けなければならぬ行政の質の充実の方に振り向けていくということ、実はそういうコスト計算外の大事な要素でもあると思っております。

そういったことを総合的にぜひ御検討いただいで、コストベネフィットについての議論をしていただくと大変ありがたいというふうに考えております。

○藤井俊男君 ありがとうございます。先般の豊田町では、あそこ人口は二万八千人です。それで、このシステム導入に向けた費用が何と一億九千万かかったというわけです。端的に計算しましても、三千二百三十二の自治体、そして四十七都道府県を足しますと三千三百近くにわたります。これに二億四千万掛けたら、もうこれだけだつて六千億じゃやかない、こういうことを頭に置いていただければと思っております。

そこで、今、局長さんからもありましたけれども、人件費の問題、人間の問題であります。この費用はどのぐらいに見積もっておりますか。試算しておられるのか、ちょっとこの辺をお聞かせ賜りたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。御質問は、システムのいわば経常的経費に人件費が入っておりますかというお尋ねだと理解をいたしました。現時点においては業務体制の基礎となりましてこのシステムの仕様あるいは業務体制のあり方という点については、今後の地方団体間の協議により具体化していく、こういうことでございます。詳細が定められておりませんので、このシステムに關係いたします市町村あるいは都道府県、全国センターの従事者がどのぐらいになるか、これにかかる人件費についてはどうかということについては試算というものは難しいというところでございますので、御理解賜りたいと思いま

す。

○藤井俊男君 同じく、詳細については難しい、人件費ということではなかなか試算をしてもらえないようであります。

一日、参考人の安田浩先生がおっしゃっていただきましたけれども、中の人、自治体職員、この人を教育することではなく、適材適所で非常に柔軟に雇う必要があると私は思うということで、安田先生は、このネットワーク構築に向けてはおおむね二人ぐらい必要ではないかと言っております。

三千二百三十二ですから都道府県を入れれば三千三百近く、新しく六千六百人が必要になるわけですね。この六千六百人で単純に計算しただけだつて、年間一千万にすれば六千六十万、半分にしてみても三百三十億、こういう状況がうかがえる。こういうことになってまいりますと、やはり人件費の関係等をかなり今からでも見積もっていかないと、私はこれは到底難しいのではないかと思っております。

豊田町のところで見ましたら、専門的な人が一人をやっていた。一人じゃどうかなということ、私さうにお聞かせを賜ったんですけれども、そうしたら、いや、これについては五名ぐらい今充当しているよということをお聞きしたんです。が、かえって行革どころかふえているのかなと。システムを構築するにおいて人をまたふやさなければならぬという点もお聞きを賜ったわけですが、けれども、この辺についてどう感じますか。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムを円滑かつ効率的に運用していくには、やはり職員の問題というのが非常に重要な点だと思います。

今、参考人の御意見を引用してお話でございますが、プライバシーの保護とかセキュリティの確保という面では、チェック体制という意味で一人の職員ということはないだろう、いわば管理情報の担当責任者とその管理者という役割、重要な場合には一人で操作あるいは運用するのではなくて、必ず複数の職員によるチェックと

いろいろな慎重な手続などが必要だろうという御指摘があったと理解をしているところでございます。

また、豊田町のお話につきましても、私も先生の鋭い御指摘を拝聴いたしておりましたが、開発期においては担当の職員を充当して開発に当たってきたが、ことしでしか昨年でしたか、体制をいわば市民課というんでしようか住民台帳係というんでしようか、その一般体制の中でそれぞれの職員がこの事務に当たっていく、こういういわば平時の体制に切りかえたというふうに理解をいたしたところでございまして、このネットワークシステムを構築し運営していく場合にも同じようなことが言えるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、職員の意識あるいは知識、技術のレベルアップというものを図って、効果的な運用というものをそれぞれの市町村全体の中でどう構築していくか、また管理運営体制というものをどう構築していくかということにかかわるわけでございまして、十分その点を念頭に置いてこれから取り組んでまいりたいと考えております。

○藤井俊男 これに時間ばかり費やしてもあれですから、次に入ります。

システムのコストの政府の試算の算定根拠となっているのは、ハード、ソフトを含めリース契約を想定したものと考えられますが、先ほども言っておりました、契約が仮に五年リースであると考えますと、当然導入五年後にはまた新たな更新を迎えるわけであります。実は、五年ごとの更新時にランニングコストに近い経費が非常に大きな負担になることはコンピュータの関連世界では常識だと思っております。通常、今の世界の流れて見た場合、一年、二年でもうすぐ変わってしまうという状況であります。

ところが、政府の試算ではこうした更新の費用については書かれておりません。一斉に更新することになれば、全国では巨額な費用が私は要求されるようなことになりかねないと思っております。

が、この辺についてはどうですか。

○政府委員(鈴木正明君) 経常的経費の試算におきましては、今御指摘のございましたコンピュータのハードウェア、ソフトウェアにかかるリース料につきましては、単年度で全額を負担という考え方でなくして経費負担が平年度化されるということとを想定して試算を行っております。

お尋ねの更新時のリース料でございますが、同一の性能を前提とすると、技術の進展に伴いましてむしろ低減していくということもございまして、現時点での技術水準というのを前提としてこの年間経費というものを試算しているところでございますが、そういうことを考えますと巨額の負担増というものは想定をいたしていない、こういうことでございまして。

○藤井俊男 そうなっておりますと、自治体が定期的に交換あるいはコンピュータをかわえていくということになりますと、先ほどのモデルケースの中で財政が厳しい市もございまして、非常に財政の硬直化をもたらすようになるのではないかと、また負担を政府の方へ、これから自治省も総務省へと変わってきますけれども、要求をされるようなことがありはしないか、こう思うんですけれども、この辺はどうですか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムを運営していく場合、個別の地方団体のコンピュータ機器等につきましては、セキュリティレベルを高く維持しながら、かつ円滑、安全に稼働するというところでございまして、システム更新ということもありましようし、この基本的な考え方、方針というものにつきましましては、やはり地方団体の間で協議して決定していく、一定の共通性というんでしようか、そういう考え方のもとで取り組む必要があるかと思えます。それぞれの地方団体においては、個別の事情に応じた機器の更新ということになるわけでございしますが、一定の共通性を踏まえながらもそういった事情に対応して更新をしていくということになろうかと思えます。

その場合の経費についてでございますけれども、地方団体がこのネットワークシステムというものを円滑に運営できるように適切な財政措置を図ってまいりたい、こういうふうに考えております。

○藤井俊男 そこで、更新の関係をさらにお聞きさせていただきますけれども、十年間たつとも相当ネットワークシステムが大きな変化を遂げるであろうと私は思っております。こうした状況の中で、システムの基本的な仕様はだれがどこで決めるのか、市町村にはシステム構成と製品構成に関してどの程度の選択の自由度の幅が持たれていくのか、確保されるのか、この辺はどうなんですか、お聞きします。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

御指摘のように、このシステムは個々の、それぞれの地方公共団体に設置されたコンピュータ機器が有機的に結合されて全体として高いセキュリティレベルを維持しながら安全かつ円滑に稼働する、本人確認情報を提供していく、こういう必要があるわけでございまして、システムの根幹をなす部分につきましては、基本的な仕様というものに基いて開発を行っていく必要があると考えております。こういった基本的な仕様につきましては、システムの構築、運営主体であります地方団体の間の協議によって決めていくということになるものと考えております。

○藤井俊男 一昨日の参考人の前川徹先生がおっしゃっておりましたけれども、セキュリティの関係で確保するには暗号技術の進歩に合わせる必要がある、こういうことを述べているんです。ISOの会議において、ことしは決められた国際規格の15408というセキュリティ規格を入れてほしい、これはアメリカ、フランス、カナダ、ドイツがそういうことを言っている、た、こういうことを聞きますと、何か参考人の前川徹先生があたかももうこういうふうな形でISOの規格に合致したそれを入れなくちゃだめなんだと指定しているような感じに私はとったわけで

ございますが、この辺についてはどうお考えになつていか、お聞かせ賜りたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムを構築していく場合に個人情報保護、プライバシーの保護というものが非常に重要ですので、制度的な面はともかく、それは法律で手当てをしておきますが、技術的な面でも必要な措置を講じなければならぬということでも、専用回線が結ぶ、その中でも送信する情報については暗号化を図るということとを初めといたしまして、各種のセキュリティ確保のための技術的な措置というものを講じていくということといたしております。

特に、暗号につきましては、暗号化技術につきましては技術革新が著しい分野ということでございまして、実際に採用する段階においては実用いたえる得る技術の方式の中から効果的という観点で採用を検討する、こういうことになりまして、いずれ、それを含めましてセキュリティ措置というものを、どのようなレベルのものをどのようにつくまはしては、これから地方公共団体間の協議で具体化をしていく、このように考えております。

○藤井俊男 私は、この種の関係で、決して業界の利益とかそういうことがあってはならないと思っておりますので、国民のためのこういうシステムでなくてはならないと思っております。

そういう観点からとらえますと、市町村によって、新システムの導入後、財政的理由からあるいはICカードの利用状況の違いから、コンピュータソフト、ハードの更新をする自治体、しない自治体、さまざまな状況が予想されます。コンピュータシステムの更新の有無について、今、局長さんからもありましたけれども、それぞれ業界の関係もあるけれども、地方自治体に任せるというふうなこともありましたけれども、その辺の選択の可能性はどの程度あるのか、財政的な措置についてはどうか、この辺もちゃんと聞かせていただかないと踏み込めないと思えます。よろ

しくお願ひします。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

お話しのように、このシステムを運営していく場合にそれぞれの地方公共団体のコンピュータ機器等の更新ということがあるわけでございませう。高いセキュリティレベルを維持しながら全体として円滑かつ安全に運営していく、稼働していくということから申し上げますと、システム更新についても一定の共通性が必須だということでございます。それぞれの地方団体において個別の機器の事情に応じた更新というものも必要でございますが、その場合でも互換性などの問題が生じないようにするために一定の共通性に基づく適切な更新が必要であると考えております。

このシステム運営に伴います必要な経費につきましては、全体として適切な地方財政措置を図ってまいりたいと考えております。

○藤井俊男君 そこで、本拠地の視察地、静岡県豊田町の実例から私は何いいたいと思っております。地方分権推進法が制定をされて地方自治体の各現場ではその受け皿づくりのために全力を挙げ、取り組んでおります。各自自治体にとってはまだ経験をしなかつたような大変な変化を迎えておると言っても過言ではないと思ひます。これに加えて住民基本台帳法の改正ということで、私は地方自治体にとっては準備に取り組む方々に戸惑いもあるのではないかと懸念をいたしております。

そこで、導入される新住民基本台帳システムを担う地方自治体サイドから見た本法案への意見などについて、私どもと一緒に同行されました鈴木局長の豊田町に行ったときの率直な感想をまず承りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

先般、地行・警察委員会の委員の先生方にお供させていたわけでございます。

豊田町における地域カードの取り組みにつきましましては、あれだけの規模の市町村においてかなり先導的な、いわば早い時期での取り組みの中でい

ろいろ努力されているというふうを感じました。カードの普及率というんでしょうか、利用率というものが低いという御指摘もあつたわけでございませうが、限られた地域、あれだけの規模というところでやはりそれなりの制約を受けているのではないかと、このように考えたわけでございませう。いずれにしても、役場のトップの方から職員の方まで、その取り組みの意欲というものを感ぜてきたところでございませう。

○藤井俊男君 ありがとうございます。

今回視察した静岡県豊田町を例に見ますと、町長はあいさつの中で、住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の利便性が高まり、行政手続を簡素化するためにはよいことであり、情報化と地方分権にも役立つ、国と地方がスクラムを組んで実現し云々と述べられ、最後に、全国ベースで豊田町のシステムをつくるものであると期待していると評価している。なるほど。豊田町のICカードと改正案で導入される住民基本台帳カードとは非常に似ている。

(委員長退席、理事山下八洲夫君着席)

そこで、大臣、私はこのカードをやつてきたわけ。実際私は入っているんですから。これ見てください、私だけやられた。こういうことです。大臣に一応見せます。(資料を手渡す)

そこで、豊田町のICカードと今回導入を図るカードと機能的に同様なものと理解していいかどうか、この辺局長さん、お聞かせを賜りたい。

○政府委員(鈴木正明君) 豊田町の地域カードとこの住民基本台帳カードにつきましましては、いわゆるICカードというもので、それを用いるという点では同様のものと考えております。

○藤井俊男君 豊田町では、ネットワークシステムを運用しているわけではなく、大人と子供のICカード事業を行つております。住民票の発行と、高齢者、児童の健康管理、先ほども局長さんが言っていましたけれども、図書館の利用等がカードを使っている。年間のランニングコストは二千万円程度かかるということなんです。システ

ムの保守に年間五百万円、パソコンのリース代に五百万円、システムの改良等があるということだ、こういうことなんです。

カードは、改正案のシステムでも使われる八千字を記録できる、今のカード、S-18型カードで、私はこれ幾らかかるんですと聞いたんです。そうしたら、一枚千四百一十一円だということなんです。全国人口を掛けると、国民すべてに発行すると大変な額です、これ。一千七百億円かかるんです、一億二千三百万ですから。このカードだけで一千七百億円もかかるわけですか。どうですか。十年に一回、誕生、死亡、転入、転出などによって新規をつくと仮定すると、今私が言いましたように、それだけだつて十年間に百七十億もかかってしまふ。年間に必要になるわけですか。大変な額です。

(理事山下八洲夫君退席、委員長着席)

全国でICカード事業を始めるのとすると、全国人口を一億二千三百万人として、ランニングコストは、先ほども言つていましたけれども、私と若干違ひます、年間に約九百億円かかることになるわけですが、これは住民基本台帳ネットワークシステムに付加されるというICカードの利用だけに限つた金額で、しかもまだ利用者も圧倒的に少ない状況の話でありまして、ICカードシステムだけでも試算の経常経費をはるかにオーバーしてしまふ、こういうことではあります。ネットワークシステムの全面運用をした場合に二三百億円で済むはずがないでしょう。どうですか、この辺は。お聞かせ賜りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

豊田町のカードシステムにつきましまして、大変いわば先導的施行というんでしょうか、実証事業という側面もありまして、先駆的な取り組みでございませうので、お話しのような実情というものがあつたと思ひます。

この住民基本台帳ネットワークシステムにおきましても住民基本台帳カードシステムというものを考えているわけですが、御理解賜りたいところ

は二つございまして、このカードを全国共通のいわば本人確認のためのシステムとして使うということで、四情報プラス住民票コードを万全のセキュリティ機能のもとでIC基本台帳カードとして使つていく、こういうものでございませう。

それにあわせて、このICカードの場合にはほかにもエリアというものがあつて得ますので、そのエリアというものをそれぞれ専用に使つて、各市町村において独自の施策に利用していただけるようなカードシステムというものを開発しようということでございます。そういう意味での基本的なカードシステムの部分はこのネットワークシステムの中でいわば共同で開発していただく、その上でそれぞれの市町村で独自利用していただく、こういうことでございませうので、そういう意味ではレベルの面でも経費の面でも相当なメリットが出てくるものと考えております。

ただ、独自利用に要する経費の部分はシステムの方で負担するものではありませんので、年間経費の試算からは除外をいたしております。また、ICカード自身は一括で調達いたしますと一枚当たりの単価というものは大きく低下してくる、このように考えておりますので、全国の各市町村において単独あるいは共同でカードの独自利用というものが進んでいくと関係経費は低減してくるものだ、こういうふうにご覧いただいております。

○藤井俊男君 さらにお聞かせを賜りたいと思ひますが、豊田町では開発費に一億九千万円がかつております。システム開発に一億一千万、ハード等がその残りを占めるという状況であります。このうち、自治省関係からの補助が特別交付税ということで六千万円程度来た、残りは他省庁の補助金で賄つたということでもあります。厚生省から高齢者の情報化に関するもので四千万、子供の予防接種に関する地域保健事業に四千万程度、合計八千八百万。本当のところは、システムの主たる財源は補助金を寄せ集めたものである、こう言つても過言ではなからうかと思ひます。

そこで、豊田町は、自治省が平成三年から十七団体を指定したモデル事業で、地域カード、今のこのカードを最後に指定された町でありますけれども、その原因は、財政負担が少なかつたから大きな取り組みができたのかな、こんなような感じがするんですけれども、補助や特別交付金がいりる来てそれでやれた、こういうことが言えるのではないかと思うんです。システムの構築だけで約一億前後自前で賄ったようですけれども、今回の住民基本台帳ネットワークシステムでは自治体の財政負担をどういうふうに考えているのか、ちょっとその辺はあそこを考えさせられたんです。この辺はどうですか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムを構築していく場合の費用につきましては、先ほど申し上げました基本的な導入経費あるいは年間の経費としてそれぞれ四百億円、二百億円を見込んでおるといふことでございまして、このシステムにかかわる事務は都道府県、市町村の事務といふことでございまして、その費用はそれぞれ都道府県、市町村の負担という考え方でございします。

自治省といましては、本法案を成立させていただいた段階におきましては、各地方団体がこのシステムの構築に取り組むことが出来ますように適切な財政措置というものを図ってまいりたいと考えております。

○藤井俊男君 そこで大臣にお聞かせを賜りたいと思うんですが、この間ずっと私が質問をいたしてまいりましたけれども、自治体の現場を私はつぶさに視察してきました、結論的に申し上げますと、この住民基本台帳ネットワークシステムが政府の試算をはるかに超えるような巨額の費用を要することは明らかで、率直に言ってこんな感じを持っておるわけです。自治体の負担、ひいては国民の負担は無視できない額と予想される、その費用は積算されるべきだ、私はこのようにも思うんですけれども、大臣の認識と見解、お聞かせを

賜ればと思います。

○国務大臣(野田毅君) 先ほど来いろいろ具体的な豊田町の事例等々を引用しながら、自治体サイドにおける開発費用なり、これを導入するためのコストについてかなり巨額のものになるのではないかと御懸念をお伺いしておりました。これに対して局長の方から丁寧ないろいろ御説明も申し上げたところでございます。

私は想定外の超過するような巨額の負担というものが出てくるとは考えておりませんけれども、いづれにしても地方自治体が必要な作業を行っていく、その導入の経費なりあるいはこれを運営していくランニングコストなりということについて、当然のことながら地方財政全般について自治省としては見ていかなければならない立場にあることであるから、必要な財政措置は当然責任を持って行っていくべきことであるというふうな認識をいたしております。

○藤井俊男君 続きまして、今度は人間論に入りたいと思います。人の問題であります。

この住民基本台帳ネットワークシステムに必要な職員数をどのぐらいに見ているかというところは先ほど私申し上げましたけれども、ちょうど今の時点では具体的な職員の数は発表できない、算定できないということでありまして、これに向けて相当なコンピュータ関係の知識を前提とするものには間違いないわけですね。これは確認できると思うんです。

そこで、私は、システム管理は専門知識がなければ到底できない関係ととらえております。実際に豊田町では、従事する職員は二、三名おったけれども追加するという状況であったんです。専門的にやっていった人は一人しかいないんです。豊田町そのものは人口が三万です、約二万八千から人口ですが、二百三十名の職員がおります。その中で、この事業の概要を話せる人、私ずっと問いただしたら一人つきりしかいない、専門的に。あとの方は、失礼な話ですけども、全然わからない。一人だけですよ、わかっている人は、この

ように、専門的な話になると担当の職員一人しかわからないということ、これでいいのかどうか。

また、同町では戸籍窓口係に五名置いておられますけれども、ICカードの担当を最近合体したというところで、つまり人は減らすどころかふえてしまったような状況です。これらについて、今の時勢をとらえた場合、いかがなものか、こういうことが考えられるわけでありまして。

私が問題を提起している点は、住民基本台帳ネットワークシステムには専門知識を有する職員が張りつく必要があるのではないかとこの点であります。ネットワークシステム自体が、契約業者だけではなく、役場側にも専門の人材を必要とする点であろうかと思ひます。職員数を見込めないというのは、しからば法案が、機械的に人を必要とするこのことだけでいいのか、こういう点をちょっと私は考えさせられるわけですけども、局長としてこの辺についてはどう感じますか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムを導入すること、特に市町村で職員との関係のお尋ねでございします。

現在、ほとんどの地方公共団体におきましてコンピュータが導入されております。端末機器の操作の技術面などに関しては、一定の知識を有する職員は既にかなり確保されているものと見ております。端末操作自身に関しては、コンピュータの高度な知識というよりも、なれて実践による習得という面が多いものと思ひますので、そういった高度な知識を有しなくても運用が可能となるような安全なシステムとしてやはり設計、構築していくことが重要であろうという点がまず第一でございします。

さらに、基本的な操作手順などを示す運用マニュアルを整備するとか、定期的な操作研修なども行うことも必要であります。これからネットワークシステムを構築していく間に、お話しのようにプライバシー意識の向上あるいはコンピュータネットワークに対する知識、経験なり能力の

向上というものをさらにさらに高めていくという努力は必要であらう、このように考えております。

○藤井俊男君 時間が参りましたので、人間論の中間まで入りましたけれども、最後は人間から権限、そして全般的にとこの問題は入ろうと私は思っております。まだたくさん質問点が残っておりますけれども、後の機会にさせていただきますと思っております。

ありがとうございます。

○委員長(小山峰男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後二時開会

○委員長(小山峰男君) ただいまから地方行政・警察委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案、昨年の三月に当時のいわゆる自社さ政権のもと国会に提出されました。事前に各党に説明をされたというふうな御説明があったんですが、御案内のとおり、公明党は当時は公明という名前前で参議院の政党内でございまして、私も事前の説明は受けたことはございしません。そういうことも手伝って、きょうは若干の質問をさせていただきます、このように思うところでございします。

この改正案に入る前に、最近この改正案に係るマスコミ報道もございしますけれども、いろんな事件が起きておりました。マスコミをにぎわしているところとございします。一番頻りに出てくるのはあのオウムの関係かなというふうな思っております。茨城県の三和町、ここに転入届を出した方がお

りますが、町が不受理を決定して、異議申し立てをし、これがおとしい棄却決定をしたということが報道されております。また、栃木県の大田原市では、麻原彰晃の子供たちの転入届を出したところ不受理という形で、今異議申し立てをされているというふうな報道されております。

ああいう事件を起こした団体に関連する方々でありますし、私、個人的に申し上げれば、平成七年の選挙直前でございまして、私の選挙の事務をやっている事務職員が地下鉄サリン事件に遭って、今でもまだフラッシュバックがある、そういうようなことがありまして、大変憎いという感情を持つわけでございます。

また、地域住民の方々あるいは各地域社会の自治体の方々の思いというのか、それは理解できるところではございまして、転入届を出す、それを受け付けないというそのこと自体が、何か今まで宮々として、午前中木村委員から一生懸命この制度をつくってきたんだというお話がございまして、だけれども何かほころびが出てきたんじゃないか。日本国じゅうこの公共団体も受け入れ拒否ということになったら、まさにたいへいというか、海外に出ていけとしか言えないような状況になってしまふ。村八分でも人権侵害だけでも、海外追放みたいな形になるとさらに大きな問題になるんじゃないか。

私も、この点について制度のあり方も含めて種々どうやればうまく解決できるのか、またオウム関連の問題についてどうすれば地元地域住民の方々の不安を抑えながら解決できるのか悩んでいるところではございますが、いまだに私自身もい解決策が思い浮かばないところでございまして、この不受理の案件につきまして、自治省としてどんな対応をされておられるのか、ちょっとそのところを御説明いただきたいと思っております。大臣、よろしくお願ひします。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、大変悩ましい事件であることは事実でございます。今、具体的にそれぞれ三和町あるいは大田原市

において転入届の不受理を決定し、それぞれ異議申し立てがなされ、それに対する棄却、その結果、三和町に関連しては茨城県に審査請求書を提出した、大田原市の方は、不受理の決定の結果、異議申し立てが行われているという今状況にあるわけです。

この異議申し立てに対する判断あるいは却下の判断というのが、居住の自由について憲法第二十二条においては「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」ということとを述べ、同時に地方自治法第二十三条第三項第一号において地方公共団体の事務として「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。」、こう書いてある。したがって、地域住民の不安や地域秩序を理由に不受理としたのである。町では、これはかつて凶悪事件を起こした団体で、かつその後においても根本的脅威をなす維持している団体に所属する者の転入届である、こういうかなりそれなりの論拠を明らかにしながら述べておられるわけで、憲法で言う公共の福祉に反しない限りという趣旨をどういうふうに解釈するかということとは別問題として、いろいろ自治体において本心に考えて、苦勞しながらこの問題を取り扱い、そういう御判断をされたものだと考えております。

この点で自治省として、確かに住民登録という制度そのものからすると大変悩ましい問題であります。一方、住民登録は自治省が受けた自治体が行うこと、素直に転入届を受けたいのかというところになると、なかなかそうはいかないというせっぱ詰ましている状況もわからぬではないんで、率直に言ってこのあたりは自治省としても悩ましいことであるというふうには思っております。

いずれにしても、これは本当は政府だけでできるのかどうか、今超党派で、国政全体の中で党派を超えていろいろオウムに関連する取り扱い、破防法の適用あるいは改正、いろんなことを含め、今御指摘の問題をも含めてどう対応するか。本当

は国の方においてきちんとした方向性を出してあげなければ、地元自治体としては自分たちだけではどうにもならぬというせっぱ詰まった環境にあるというふうには私は認識しております。そういう中でのやむにやまれぬ判断の結果であるというふうに考えておりますので、これは私もいろいろ知恵を出していきたいと思っておりますが、ぜひ先生方におかれまして、この問題を単に行政サイドの問題だということだけではなくて、やっぱり立法府においてどう対応するかということもあわせて、一緒に頑張って本心にきちんとした対応ができるようによろしくまた御指導をお願いを申し上げます。

○魚住裕一郎君 先ほど申し上げましたように、私もその点本心に、これはオウムの問題というよりも、今の質問の趣旨は、住民基本台帳のあり方論としてずっとお聞きした次第でございますが、一緒に悩んで何とか解決を図りたいと思うんですが、ただ、そうなりますと住民基本台帳に記載のない住民というか国民というか、公共の福祉の関係でその存在を自治省は許しているというふうに理解していいんですか。

○国務大臣(野田毅君) 許しているということではございませんで、頭が痛いといは申し上げたわけでございます。

やはり日本人である以上、少なくとも国内のどこかの市町村に住所を持ち、海外に行かない限りどこかで住民登録が行われるというのは当然の私は姿であると思っております。

そういう点で、転出届だけが受理されて転入届が受理されないということでは困るので、転出届も受理されないということでは困るならばまたこれはこれで一つの考え方だと思ふんですが、そういうところをどういうふうには整理するか、ちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○魚住裕一郎君 また一方で、ことしの四月ですか、新聞に載っていたんですけれども、これは東京の国分寺市の事業でございまして、男の赤ちゃん

の出生届を出したところ、世帯主の生年月日と同じで氏が一字違う、そういう全然関係のないところの住民票に間違えて記載された。その後、数カ月したらいろんなダイレクトメールがはいって送られてきて、子供がいないのに何で長男あてに来るんだというふうな新聞記事でございまして、そうすると、その載せられた人、大人からみれば、架空の子供が住民票に載っているという、これもまた厄介な話になってくるわけですね。

それで、今この改正案でやろうとしているのは、全国センターを中心にして全国ネットで行っているという話でございまして、一方で、住民票がない方も日本国内にいらっしゃる方が存在し得るわけですね。極端な例です、これは。また一方で、架空の人間もばっと全国規模で登録されるということになるわけです。その辺、一市区町村だけの問題ではなくして、一気に全国的に波及する、そういう問題になるわけです、今回のこのネットが構築できますと。その点について、自治省としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。このネットワークシステムは、住民基本台帳の制度を踏まえてというのか、その上に乗ってネットワークシステムを組むというものでございまして、で、住民票に記載された情報、これを原あるいは全国センターに通知し、保有すると。住民票に住民票コードというものを記載することとして、コードも含めた五情報プラス付随情報を全国的に保有し、本人確認に役立てよう、こういう仕組みでございまして。

お話しのように、住民基本台帳の運営面においてそういう問題が、たくさんというわけではありませぬけれども生じているというところを報道されたり、事実があったということもあるわけでございますが、まず事実に基づいて職権で修正するということも可能で、御本人からの申請によりまして変更するということもございまして、いずれにしても、住民基本台帳制度の基本につ

いては正確性の確保ということが重要でござい
ますので、これは関係者ともども私どもも最大限の
努力をしてまいらなければならない課題だと思っ
ています。

○魚住裕一郎君 ぜひその点への配慮をよろしく
お願いしたいと思います。

内政審長見えておられますけれども、高度情
報通信社会推進本部のもとに個人情報保護検討部
会ですか、これがつくられたようでございますが、
先般、この委員会に参考人で堀部先生におい
でいただいたわけでございますが、また前回の質
疑のときにも室長にお見えいただきましたけれど
も、この検討部会のその後の進捗状況といえま
すか、もう一度簡潔におっしゃっていただけま
すか。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、高度
情報通信社会推進本部のもとに個人情報保護検討
部会というものを設けさせていただきました。第一
回会合を七月二十三日に行わせていただいで
おります。二回目を八月六日ということで予定さ
せていただいでいます。

七月二十三日の第一回会合におきましては、初
めてでございますので、堀部政男氏が座長に選任
されました。座長を含めて十四名の委員から成
る検討部会が発足をいたしました。他の例に見ら
れますように、一回目でございまして、検討部会
の運営要領といったようなものにつきては、ま
た会議をどのように公開するかというようなこと
につきては御議論をいただいたと。その上、こ
れから先検討部会としてどういうテーマ、どうい
う項目について検討すべきであるかということに
つきまして一回目の議論がなされまして、それぞ
れの御意見が出たのでございますが、もう一回、
第二回目にこれからの検討部会としての検討テー
マの整理を一回目の議論を踏まえてやりましょ
う、こういうことになってございます。

○魚住裕一郎君 内政審としてはこの個人情報保
護はどういう方向性でとりあえざるお考えなのかと
いう点と、それから現時点において、与野二党を

含む三党で個人情報保護システム検討会というの
がございましてけれども、このシステム検討会との
関連性を内政審としてはどのようにお考えなのか
教えてください。

○政府委員(竹島一彦君) 検討部会の方向性でこ
ざいまして、これは建前というふうに関係する
かもしれませんが、あくまでも検討部会で検討し
ていただくということでございましてけれども、検討
部会を設置しました背景につきまして二点申し上げ
たいと思います。

第一点は、高度情報通信社会推進本部によりま
して政府としての基本方針というのを持っております
まして、これからのいわゆるネットワーク社会に
おいて情報の自由な流通というのを確保していく
必要がある、情報通信技術も日進月歩である、そ
ういふものを踏まえて自由な流通ということを確
保していく必要があるけれども、同時に、いわゆ
る個人情報保護、プライバシーの保護ということ
もますます大事になってくるということで、高度
情報通信社会推進本部のもとに検討部会を設ける
ということに政府としても既に決めておいたこと
でございますが、それに加えて、本委員会
でも御議論をいただいでいます住基法の改正が、
衆議院で議論されましたときに最終的には附則が
入りまして、今、委員御指摘のとおり、三党にお
ける検討部会も設けられたということでもございま
す。そういう国会における御議論、この二つのこ
とを踏まえてこの検討部会を政府として発足
させていただいたということでございます。

したがって、内容につきましては、広く民
間部門を含めた個人情報保護のあり方、行政機関
の持つべき情報についての保護法は既にあ
るわけでございまして、民間部門を含めた個人情
報保護のあり方はいかにあるべきかということに
ついて御議論をいただくといいのが検討部会の使
命でございます。

それで、政府としては、これは世に言われるE
U型のオムニバス方式、いわゆる統合方式とい
うものと、言ってみるとアメリカ型の法規制と民間

の自主規制というものを組み合わせていくという
二つのタイプがあるわけでございまして、政府の
基本方針においては後者の考え方が適当ではない
かということを示されているわけでございまして
けれども、やはりこの住基法の御議論の中でいろ
んな御議論も出てきておりますので、政府の検討
部会においては、出口をあらかじめ決めることな
く、有効な実効性の上が個人情報保護システム
というものが日本の場合にならぬようにすれば
できるかということを中心に議論が展開されてい
くであろうというふうに思います。

その辺が第二回目に議論されて、その点だけで
はございせんけれども、そもそも個人情報とは
いかなるものかという定義の問題もあると思いま
すし、今既に行われておりますいわゆる自主規制
というものについて、これが有効であるとした場
合に、しかしながら本間にプライバシーを守る上
で実効性が上がるのか、自主規制だけで本間に十
分に保護されるのかという問題も、実効性の担保
はいかなる措置が必要かというようにございま
す。そういったことをもう整理いたしま
して、総合的にきちんと言えがえるようにさせて
いただきたい。

その間、三党の検討会における御議論を当然踏
まえさせていただきますし、政府の検討部会の審
議の模様は適時適切に三党の検討会の方に御報告
するという形で進めさせていただきたいと思っ
ております。

○魚住裕一郎君 きょうは衆議院の方から発議者
三名の方がお見えいただいでおりますが、ちょっ
と午前中の質問に関連して確認をしておきたい
んですが、午前中、木村委員の質問の中で、改正案
自体はプライバシー保護について十分な配慮があ
る、だけれども漠然とした不安があるから修正を
やったんですよという認識なのか、そういう趣旨
の御質問がございました。

発議者の中で榊屋代議士が立たれて御答弁され
たわけでございましてけれども、本間にこの改正案
は十分なものがあるのかという、その辺の認識は

私はちょっとほんまかいなというふうなことがこ
ざいます。

例えば、ICカードがある。ICカードには本
人確認情報と付加情報がつけられる。本人確認情
報については、きっちりとした技術上の保護にと
もに、法律上厳重な保護措置がある。民間の利用
も禁止されている。しかし、この付加情報につ
いてはすべて法律上の保護がかかっていないわけ
です。それはある意味では各条例に任せているとい
う部分がございましてけれども、それも含めてこの
改正案で十分なんだと。

僕はそうじゃないだろうと思うんですね。十分
でないがゆえにこの修正案の案文になったんだろ
う。それに基づいてこの改正案もさらに改正しま
すよというのが自治大臣の認識の二点目だと私は
考えておりますが、榊屋代議士、その点について
の御意見がございましたらお願いしたいんです
が。

○衆議院議員(榊屋敬悟君) せっかくのお尋ねで
ありますから。

午前中の私の答弁が若干言葉足らずであつたか
なというふうに反省をしながら今御指摘を聞いて
おるわけであります。今、委員御指摘のありま
した特にICカードの部分あたりは、まさにIC
カードそのものが現在、当委員会でも現場に視察
に行かれたようでありますけれども、全国すべて
の市町村で実施されているわけでもありません
し、また実施をしても、大変にその運営に当た
っては苦慮されている点、あるいはそのシステム開
発に相当苦勞されているという実態も我々も聞い
ておりますから、今の委員の御指摘の趣旨もその
とおりだろうというふうに思っております。

そういう意味で、我々の所要の措置の中には、
自治大臣も既に三点にわたって御説明をされてお
りますけれども、必要であれば今後ともこの住民
基本台帳そのものの、なおこの三年、実施までに
必要であれば制度改善等はしていかなければなら
ぬ、そういうことも視野に入れたら我々も検討
していく、こういうふうな我々も理解しておりま

す。

○魚住裕一郎君　そこで、発議者お三方お見えでございしますが、三党間で確認書というものがつくられたというふうにお伺いしております。その中で、三年以内に法制化を図る、そういうふうにされておりますが、このシステム検討会、三回ほどやられたようでございますが、どのような議論が行われているのか。また、当委員会でも個人情報保護に関する法整備のあり方、いろいろ議論があるようでございますけれども、我が国の現状を踏まえた実効性のある法整備が行われる必要があると思っております。私、公明党でございますので、公明党の榊屋さんの御所見というか、党としてどういうような方向でこの個人情報保護法というものを、包括的な、システムという言葉にもなっておりますけれども、その辺についてのお考えをお話しいただきたいと思っております。

○衆議院議員（榊屋敏信君）　重ねてのお尋ねでありますから、お答えを申し上げます。

先ほど竹島室長の方からもお話がありました。が、今政府における検討状況は御説明のあったとおりでありまして、実は我々三党でシステム検討会をやっている中でも、やはり大きな入り口部分の議論としては、先ほど御説明があった、この委員会でも議論されております、包括的な方法がないのか、あるいはアメリカのようなやり方もあるではないかというところは随分実入り口部分で議論になっております。

三党でシステム検討会をつくっておりますけれども、三党は同じ政党ではありませんで、別々の政党が一つの目的に向かって今検討しているわけでありまして、そういう立場で我が党の入り口部分の決意といえますかと思いを申し上げますと、我々ではできれば、ここまで我が国はおくられてきている状況があるわけでありまして、それからそれぞれ各政府部内、各省庁間でお取り組みされている、それは通産省や大蔵省や郵政省、いろいろ自主規制等検討されているけれども、若干区々としたところもあるのではないかと認識も持っています。

ておりまして、これは堀部先生もおっしゃっていますけれども、オムニバス方式といえますか、こうした方が結局我が国の現状においては議論を考えたときに早道ではないのか、そういうことも私たちは実は入り口部分では主張させていただいております。

ただ、これは三党間で議論をしなければならぬわけでありまして、個人情報保護法の法制化ということについては、先ほど竹島さんのお話にありました情報の自由な流通ということと個人情報保護というこの二つの法益をいかにバランスをとるかというところはまさに困難な作業であろうというふうに私たちも思っておりますが、いま一つ言いますと、やはりできるだけこの三年以内に我が党としては、ここで議論になりましたプライバシーの権利、これは自己情報のコントロール権だ、こういう議論もありましたし、あるいはOECDの八原則、こうしたこと等を踏まえながら何とか国、地方、民間を通じて基本法というようにことが想定できないのか、つくれないのかという議論を私どもも公明党としてはさせていただきながら三党間で鋭意議論をさせていただこう、こんなふうにしておりまして、一年以内に、ことしじゅうに枠組みを決定する、こういう今決意をさせていただいております。

以上であります。

○魚住裕一郎君　先般、当委員会に堀部政男さんに参考人としておいでいただきました。そういう状況の中で、堀部先生のお言葉をかりたいと思います。日本独自の方式も考えられるのではないかと、中身がどういふものかというところも明確になっておらないところもございしますけれども、今、榊屋議員の本当に並々ならぬ決意をお聞きいたしました。三党、三方もしっかり頑張っていたいただきたいというふうにも思っております。

その日本独自の方式はいいんですけれども、先ほど内政審にもお聞きいたしましたけれども、やはり三党は三党で検討会を持つ、一方、政府は政府で保護検討部会というのをつくっておられる。

やはり私は、今政治と行政という立場からしてみると、やはり政治が大きくリーダーシップを発揮していくというのが世の中の流れであろうというふうにも思っております。その点を含めて、宮路先生、また駒淵先生に御決意というものをちょっとお聞きしたいと思っております。

○衆議院議員（宮路和明君）　私どもも今検討に三党間で着手をしたという段階でございます。先ほど榊屋先生から、目下、オムニバスにするのか、そうじゃなくて分野別にするのか、その辺が大変議論にもなっているというお話がございましたが、まだまだ勉強会をスタートさせた時点でございまして、そういったものの本格的な議論もこれからであるというふうに私は認識をいたしております。

そこで、どういった方式がいいのか。先ほど竹島内政審室長は、政府としては、これまで分野別のものが我が国にはなじむのではないかと、方針が既にあるんだということですが、しかし、それはそれとして、これからまた新たな情勢の変化を踏まえて弾力的に考えていくんだ、こういうことでもございします。

私どもの修正案は、修正案といましようか附則の二項は、政府は万全を期するための所要の措置を講ずるものとするというふうに、政府に責任を、責めを負わせておるわけでありまして、それに向けてしっかりと我々の期待に沿ってやっていただきたたい、こういう思いやまやまであるわけでありまして。

いずれにしても、政府の案がどういふものになっていくか、これは我々もよくそこは見守っていきたいと思っております。また我々として、三党間でしっかりと検討会を立ち上げておるわけでありまして、政治としてのリーダーシップをしっかりと発揮できるように、これは鋭意頑張らせてその検討を進めていかなきゃならぬ。

そして、三年以内には法制化を図る、こういう並々ならぬ決意でやっていくわけでありまして、政府と党との間にこれは違いが出ないように

しっかりと連携を保って、そして我々としても、修正案を出させていただいたその我々の思いがしっかりと生かされていくようにこれはやっていかなきゃならない。

そういう意味で、御期待に沿うべく一生懸命やってまいりたいと思っておりますので、どうかまたよろしく御指導、御鞭撻を賜りたい、このように思う次第でございます。

○衆議院議員（駒淵俊之君）　今、私ども検討会のお二人からもう既に答弁しておりますので、重複は避けたいと思いますが、要すれば、最近、特に新しい世紀になりますと、高度情報化社会となりまして、やっぱりこういった便利なシステムというものを大いに活用していくということは我々人類にとって当然だと思っております。したがって、これらの便利なシステムを活用すると同時に、プライバシーという問題については裏腹に問題が起きてくる。でありますから、何とかプライバシーの保護というものを、できる限り知恵を絞って可能な限りプライバシーの保護ができるということが大切ではないか、このように思います。

特に、この住民基本台帳法におきましては、四情報と住民票コード、これが全国共通したものであります。しかしながら、各自治体ではまたそれぞれの自治体で特有の、福祉の情報とかあるいは医療の情報とか、いろいろなこれから必要な情報を結構自治体では活用できるわけでありまして、そういう意味では、自治体が個々にまたプライバシー保護条例みたいなものをそれぞれの自治体でつくっているところもございします。しかし、そういうものをつくったこともございします。しかし、それはまた今のように進歩していない時期です。これはもう日進月歩変わっていくものに対しては条例もそれについていかなくちやいない。

それから今回は、やはり総合的にプライバシーの保護をどうするかということで、私ども三党としましては、いろいろ話をする中で、今各省庁

の御意見を伺っております。

例えば通産省ですと、通産省サイドではなくさんの情報を持っているわけでありますが、それは通産省ではガイドラインでやっておると。しかも、個別にそれなりのシステムを持っておればプライバシーマークというものを付与しまして、この情報はしっかりした保護のシステムで守られている情報であると。言ってみれば消防のマル適マークみたいなものだと思うんです。

そんなようなことで、今、各省庁のそれぞれの問題について事情聴取をしながら、私どもも十分検討し、また内政審議室とも十分意見を交換しながら、できるだけとにかく個人情報を守りながら、守っている、そして大いにこういったシステムを活用していきけるように努力をしていきたい、こう思っております。

○魚住裕一郎君 三人の先生方、すっかりよろしくお願ひしたいと思います。お三方にはこれで終わりでございますので御退席いただいて結構でございます。内政審も結構でございます。

それで、午前中の質問に関連をいたしまして、個人情報保護条例の話がございました。私どもの同僚委員からも質問がございましたけれども、午前中、これは行政事務条例だというところえ方、そして、法律が上位だから無効になるというような大前提があるのかもしれないけれども、しかしそこは丁寧にやってもいいというふうな趣旨のお話もございました。

ただ、データ接続禁止事項というのは、プライバシーの保護という観点からしてみるとまた違った面があるのではないかと、あるいは上乗せ、横出しみたいな側面もあるのではないだろうかというふうに考えるものであります。

ですから、この法律案がもし成立したと仮定して、データの接続禁止事項について変えさせるといふようなやり方は、ある意味では過剰な介入ではないかというふうに思う次第でございますが、自治省、その点どうですか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

御指摘のように、地方団体において個人情報保護条例の制定がふえてきている、こういう状況でございますが、その中で接続禁止の規定、特にオンライン接続を例外なく禁止しているという条例も見られるところでございます。基本的には国の機関と他の行政機関とのオンライン接続を禁止するという意味です。いわば住民の権利義務に直接関係するというよりも、むしろ行政機関同士の間接関係を整序する規定かな、こういう性格を持っているのかな、こう思っております。

当然、地方団体の個人情報保護条例の中にはその他の規定もあるわけでございます。そこで、今回お願ひしております改正法につきましては、このシステムに基づきます情報の送受信につきましては、地方団体間、全国センターの間で送受信ができるという規定を置くわけでございますので、当然、それとあわせて個人情報保護措置を講ずる規定も置くわけでございますので、その限りにおいて、法律が制定されれば地方団体間で送受信することは違法ではなくなるのではないかと考えておりますが、その他の機関との送受信、オンライン接続については、条例の規定は生きていくわけでございますから適用されていく。また、そのほかのオンライン接続以外のプライバシー保護の規定についても当然条例の規定は生きていく、このように考えていくべきものだろう、こう考えております。

そういう意味では、この趣旨を十分地方団体の方に御理解いただきまして、ネットワークができるのとあわせて条例の整備ということも御検討いただければ、こう思う次第でございます。

○魚住裕一郎君 だんだん持ち時間がなくなってきたんですが、項目を大幅に飛ばして、カードに関連して、先ほど付加情報と言いましたけれども、条例でいろいろな付加情報を入れられる、これは医療情報であるとか福祉情報とか、そういうことになるわけでありまして、図書館の貸し出しに使うと何を借りたかというのを蓄積もできるわけ、それは読書内容の把握になるわけで、ちよっとこれもいかがなものかなとは思っています。例えば付加情報として住民票の記載事項になっております本籍を入れるという条例ができた場合、これは可能なかどうか、そしてだめだといふのであればどのようにしてそれをやめていただくのか、その辺を御説明できますか。その点についてちよっとお願いいたします。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。このネットワークシステムにおいて住民基本台帳カードを活用するという面では二つの面があると思います。一つは、このICカードの専用エリアを利用して、全国ベースで使える本人確認情報、四情報プラスコード、これにつきましては全国ベースで使うというのを前提に法律を組み立てておりますので、その部分に本籍情報を加えるということ、これはできない。ただ、お話しした第二のそのほかのICカードのエリアを活用してそれぞれの市町村が独自の施策として住民サービスを行うというこの場合の本籍情報の扱い、こういうことではないかと思っております。

どの行政分野にどのような形の行政サービスを行っていくかと、そのためにどういう情報が必要かということと絡んでまいりますので、一概にできるできないという議論ではないと思っております。いづれにしても、一つはICカードの機能として非常にセキュリティ機能が低い。しかも、それが管理可能ということでございます。もちろん、操作するものあるいは人の問題もございまして、技術的にはセキュリティが非常に高く、かつそれぞれ別々に管理することも可能ということとございまして、そういう機能を持っているというところでプライバシー保護の機能は高いという面がありますが、独自利用につきましてはそれぞれの市町村の条例で定めることになりまして、行政サービスの内容等について条例で定めることは当然でございますが、あわ

せて個人情報保護についても十分な御議論をいただいて、その中に必要な措置が講じられるということが必要である、このように考えております。

○魚住裕一郎君 本籍を付加情報として入れることができるのかどうか、結論を聞いていない。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。市町村の独自のサービスとの関連で必要な情報として本籍というものが全く、必要な場合にはカードの中に盛り込めないというのではないと思っております。

○魚住裕一郎君 それはできるということなんです。そういうふうには理解していいんですか。

○政府委員(鈴木正明君) ICカードの中に本籍情報というものを入れる場合もあり得るということとでございます。

○魚住裕一郎君 何でもこれ聞いてるかといえ、特に関西の方面ではよく同和問題とかあったときに、名簿屋というんでしょうか、何か私もよく理解してない部分がありますが、やみルフトでいろんなものを集めてきて、それをいろんな会社が利用しているというような新聞記事も目にすることがございました。

もしその付加情報で本籍等を入れた場合、結構大きな社会問題といえますか、になるんじゃないのか。本人確認情報としてこれだけなんだよと、四情報でいいんだよという状況の中で、付加情報についてはもう各自自治体自由にお使いくださいはいけれども、だめなものはないのか。単にそれはやっぱり言うておくべきではないのか。単に事実上言うんじゃなくして、この法律に書き込むというのか、そういうこともあった方が私はいいいではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。この住民基本台帳カードの中の全国で共用されるものとしては、四情報プラス住民票コードということで、本籍地の情報は入れることはできないということとでございます。

独自に市町村が政策として活用する場合にも当然プライバシー保護ということは十分配慮をしながらは行けないし、必要な措置を講ずる必要がある。その際に、本籍情報は御指摘のようにセンシティブな情報でございまして、必要性においても、またその保護においても十分な配慮及び措置が必要である、このように考えておりますし、制度の構築、実施に当たりまして十分その点は地方公共団体に対して理解を求めてまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 ですから聞きたいのは、何とか、理解を求めるのはいいんです、事実上指導するもの。ただ、例の分権法の関係では正の要求とありましたが、根を詰めればもう最後は紛争処理委員会になっていくという形で、最後、しかも担保はないよという状況になっていて、これはよほどの状況じゃないと正の要求もできないというのが自治大臣の特別委員会での御答弁でございました。

そうすると、みずから手足を縛りながらも人権に大きな影響を及ぼすものについて裏づけがとれないというような形でこのままの改正案を実施していいんでしょうかというのが疑問点なんです。もう一度その点についていかがでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムにつきましては、特に市町村によるカードの独自利用部分につきましては、今お話しのごさいましたように地方自治の原則ということで市町村の条例で定める、いわば条例制定権を尊重しているということでごさいます。御指摘の点も含めましてカードにどのような付加情報を書き込み、どのように利用していくかということについては、条例を定める際に、その地域の代表である市町村議会が十分な御議論をいたいて、住民サービスの向上の観点、また個人情報保護の観点を十分考慮した上でお決めいただくことが適切であると考えております。

○魚住裕一郎君 ではあと一点だけ。このカードですけれども、偽造された場合どうなるのかという

うことでごさいます。

今、このICカード発行では、ICカード発行者が不正に発行した場合に検知できないというような状況でございまして、EUの実験レベルのシステムとしては自動検知できるようなシステムの仕組みというのが実はできておるようでごさいます。

これは非常に個人のプライバシーの問題にもなりますが、不正発行あるいは偽造等についてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

住民基本台帳カードには、これまで御答弁申し上げていますが、ICカードを使うとそれは高いセキュリティー機能を持つということでごさいます。

それで、このICカードの特性というのは、ICチップのこじあけなどの物理的な攻撃または不正な電気信号による読み取りに対してメモリー内の情報を読み出せないようにする機能がある。それから二つ目は、第三者が不正にカード内の情報の読み取りあるいは書き込みを行おうとした場合には自動的にカード内情報が読み取れないようにする機能がある。それから、カードとコミュニケーションサーバー、リーダーとの間でお互いに相手の正当性を確認する機能がある。こういうことを生かしまして住民基本台帳カードの偽造が防止できるというふうにごさいます。

当然、技術の進展というものはあるわけでごさいますので、カードを動かすまでに十分な準備期間ということで、五年の中で政令で定める日、こういうことでごさいますので、技術進歩にはキャッチアップしていく努力をしていきたいと思っております。

○魚住裕一郎君 ひとまず終わります。

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でございます。

たくさん質問をしたいと思っておりますので早速質問に入らせていただきたいと思います。先日、半日でございましたけれども、参考人の御意見も伺

いまして、その中でコンピューターの特長家の二人に私はこの番号コードの問題を伺いました。お二人とも、四情報で引き出すことができてわざと番号コードをつけなくていい、番号でない方が間違えにくいという御意見もありましたし、番号の方が簡単で時間の短縮はできるというふうにおっしゃいましたけれども、番号がなくてもこれはシステムとしては大丈夫だ、こういうふうに言われたんですが、それではなぜ番号をつけることにこだわってみえるのか、そこを明らかにしていただきたいと思っております。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

住民票コードは、氏名、住所などによるいわば文字による本人確認に比べて、一つはコードによる照合は明確である、それから二点目としては迅速な検索が可能である、それから三点目としては重複しない住民票コードにより確実な本人確認ができる、こういうことでこのシステムにおいては全国共通の本人確認を行うに当たって必要不可欠なもの、こういうふうにごさいます。今回の改正法案においても住民票コードを住民票の記載事項とすることといたしまして、法律において明確に規定して御審議をお願いしているところでごさいます。

この住民票コードの導入につきましては、これまでも専門家あるいは実務者を交えまして研究会あるいは有識者の方々と懇談会においても御議論をいただいております。また、地方団体等からの御意見も聞きましてきたところでございまして、特に、市区町村の担当課長に御参加いただきました研究会、住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会におきましては、この基本的な構成要素として、またネットワークを通じて、市町村の区域を越えて住民が住民サービスを受け、行政機関等が本人確認を行うために住民個人を単位とする重複しない全国共通のコードを設定する必要があるということで、コードについて適切な法律上の保護措置を講じることができるようにするために住民基本台帳法に位置づける、こ

ういう指摘がなされているわけでございまして。そこで、コードを利用しないで氏名、住所などの文字情報のみによって検索をする、本人確認を行うという場合には事務処理上の迅速性に欠けるという点がございますが、その結果、住民サービスの低下につながるようになるわけです。

それに加えて、例えば氏名の場合ですと、外字というものが多数存在しまして、その識別が極めて困難になる。また、住所については外字同様の問題があります。それに加えて、番地の表記の仕方が違う、同じところでも表記の仕方が違ふ、それからマンション名などを記載したりしなかったりすることがあるということで、その照合が同じところでも困難である。

また、氏名、住所によるアクセスでは氏名、住所による検索処理を行う場合にシステムに大きな負荷がかかる。それから、例えば結婚して姓が変わり、同居する親とか親族と同名になるケースとか、生まれた子供が祖父と同名になるというケースが想定されますが、そういうときには同一人物かどうか確認できない、こういうケースがあるという問題が生じる可能性があるわけでごさいます。

そういう意味では、コンピューターネットワークにおいては番号による事務処理というものが必須だということに考えられておりまして、各種の行政分野において番号による事務処理が行われている、こういうふうにごさいます。

なお、先日の参考人質疑の際に、安田参考人からは住民票コードは必ずしも必要ないのではないかという趣旨の御意見がございましたが、前川参考人からは、コンピューターシステムにかかわる者として住民票コードは必要と考える、こういう御意見があったものと考えております。

○八田ひろ子君 今御説明があったんですけれども、前川参考人も、番号の方が簡単だから技術者としては番号があった方がいいと思う、時間の短縮という面でも番号が必要だ。だけど、番号がなくともこのシステムはできるんだということ

は同じ中身だった。これは、衆議院の参考人質疑の中でも、住所、氏名、年齢、性別、こういう四つが同じことはあり得ないと。今おっしゃったみたいにお孫さんと祖父が同じ生年月日ということとはちょっと考えにくいんじゃないかなと思うんです。名前だけだったら同姓同名というのはあるかもしれませんけれども。後でございさしたときでも、大体コンピュータに入れるときに全部数字化するんだから、その上になぜ数字が要るんでしょうかというお話もありました。

ですから、今の御答弁の認識とちょっと違うんですが、これはもっと参考人とかあるいは公聴会でも各界の御意見を一層確かめるのが必要ではないかなと私は思っております。

同じ参考人質疑のときに、堀部参考人からは、共通番号、これを電話番号に変えるように簡単に変えられるんだという認識があるというお答えをいただきました。それから、内野参考人からは、共通番号をつけられたいという人、番号化社会になじめない方、こういう方の人権というのですか、希望も大事にするのか行政の姿勢を問われるというふうに言われたんですが、この二つの御意見についてはいかがでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

まず、住民票コード、いわゆる番号をつけるということについては国民の間に違和感、嫌悪感を持つ方もいらっしゃる、こういうことであるという研究会での検討あるいは懇談会での御意見、その後、試案というものを示して各界の御意見を賜ってきたところでございます。

それで、今回の法案におきましては、住民票コードにつきましては変更請求権を認めるということにいたしております。住民の方が住民票コードを変えたいという場合には請求によりまして変えることができるということにいたしております。その理由は問わないということにいたしております。

また、全国共通の本人確認情報というものを基本台帳制度を踏まえてその上に立って構築するわけ

でございますので、その中において住民票コードの方と、コードはなくて四情報という形ではネットワークシステムというものは非常に非効率ですし組みませんので、これにつきましては、住民票コードというものをこの四情報のいわば検索コードという意味で付して、それによって全国ベースで四情報に、住所、氏名、性別、生年月日にアプローチできるということで考えているところでございます。つける人とならない人という形でこのネットワークは組めないということでございます。

○八田ひろ子君 前半のお答えがないんですけれども、電話番号をどのように変えることができるんだと堀部参考人がおっしゃった、先ほど来の御議論の中でいろんな座長もされているんですけれども、そのことを私は聞いています。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

住民票コードを要することは、市町村に申請すれば可能でございます。

○八田ひろ子君 番号をつけられたいという方には全然配慮をしなくて強制的に押しつけますよ、ただし、番号を変えるときには電話番号を要するように御本人の申請で変えることはいいいです。よというふうにお答えをいただいたものと思いま

す。日本の国が始まってから初めて十けたの番号を生まれてからすぐにつけるということですから、こういう問題についていろいろな意見があるのは当然だと思えます。国民の理解を促すためには、法律をつくったからこれに従えというのでは無論不十分で、重要なのは、こういう法律や制度について国民に問いかけて、国民的議論と合意、こういうものが必要だと思えます。パブリックコメントの制度もありますけれども、今回の改正に当たってはこういう取り組みがされて、どういう意見の集約をされているのか。

また、先ほど来、行政の担当者も会議でいろいろ発言しているというお話がありました。ここに市議会の意見書を持ってきたんですが、ここで

は、自治省の説明では住民は全員どこでも住民票がとれるメリットがあるとしているが、本来住民基本台帳にかかわる業務は地方の固有事務である、その地方から求めたならともかく地方からこのような要望は一切上がっていない、それどころか今回の改正案提出に当たって当事者である地方自治体、地方に対し説明も事情聴取もない、こういう意見書もあるんですが、こういうものについて今までどういうふうになされてきたんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムにつきましては、お話しのように全国民の個人情報にかかわる重要な制度であるということで、四年間かけて、平成六年から幅広くさまざまな検討を行い、各方面に對し十分に自治省の考え方を示してきていたところでございます。

具体的には、平成八年三月に研究会の報告書を公表し、また同年十二月にはそれらを踏まえましてネットワークシステム懇談会、自治大臣主宰の懇談会で有識者の御意見を伺い、またその御意見の概要を公表する、特にこの報告書等につきましては新聞等でも大きく取り上げられているところでございます。あわせて、懇談会意見の概要につきましてはインターネットのホームページへの掲載を行いまして、多くの方々に御理解いただけるように努めてきたところでございます。

また、これらの報告書などを基礎にいたしまして、国会での御議論、関係方面の意見というものを踏まえた検討を行いまして、すぐ法律ということでなくて、法律改正の試案ということでネットワークシステムの構築についてというものを平成九年六月に公表して自治省としての考え方を示し、幅広く御意見を聞かせていただいているところでございます。

その後につきましても、約一年後でございますが、十年二月に試案に寄せられました意見等をベースにさらに個人情報保護措置を加えました法律案の骨子というものを公表し、三月に改正法案を提出、こういうことでございまして、住民基本

台帳のシステムにつきましてはパブリックコメントというものを実質的に重ねてきた、こういうふうな考えているところでございます。

また、地方団体からの要望あるいは説明、意見聴取ということにつきましては、全国市長会からは要望、意見につきましては、全国市長会からは平成九年十一月、このネットワークシステムの整備を推進するため早期に住民基本台帳法を改正することという御要望をいただいております。また、全国町村会からも平成九年十二月にいただいております。また、都道府県の全国知事会からは平成九年三月に、このシステムについては住民サービスの向上、行政の効率化、高度化に資するものという御意見をいただいているところでございます。

地方団体の意見聴取につきましては、研究会に地方団体の実務者、課長レベルの方で受けけれども、御参加いただいて、また懇談会でも地方団体の知事さんあるいは市町村長さんに御参加いただいて意見をいただいているところでございます。その他、地方団体にはその都度必要な資料、改正試案あるいは法律案の骨子などについて県を通じて配付をいたして、制度の概要については各市町村において十分御理解いただけるようにいたしてきていたところでございます。

○八田ひろ子君 この法律はどすべての国民にかかわる法律はないんじゃないかというふうに思っています。

実際に国会で、とりわけ参議院ではこれの審議が始まったばかりでありますけれども、国会での審議が進んでいく中で、この前同僚議員が挙げましたNHKの世論調査に見られるような反対の声が非常に強いとか、あるいは日弁連からは意見書が出されてくる、またいろいろな心配をする声があるから上がっています。

これでは法案を出される前に国民的コンセンサスを得られて出されたというふうには思えませんけれども、大臣は、このようないろいろな声がある中で国民的コンセンサスというものが得られてい

るのかどうか、今どんなふうにお考えなんですか。

○国務大臣(野田毅) どういう状態をもって国民的コンセンサスが得られたかどうか判断をするというのは、見方によっていろいろあるかと思えます。

ただ、先ほど来局長からも御答弁申し上げましたとおり、もう既にかなり前から幅広くいろいろな角度からの検討をそれぞれ必要な部会等あるいは懇談会というのを重ねてきて、しかも国会に法案として提出をされてからも一年半近くもたつておるわけでありまして、十分この点については御議論を本国会において、提出後一年半近くたつておるということをお考えましたら、参議院における審議の云々ということをお考え及がございましたが、私はそのことは別の問題だと思っております。十分な国会における審議時間というのはその気になればあったはずではないかという国民の声があることも事実でございます。

それから、NHKのお話がありました。本当にいろいろ御議論いただいている中で、プライバシーに非常にかかわりがあるということはもちろんです。あるんだけれども、何かいかにプライバシーの侵害のおそれがあるというように前提でこのシステムを見られるというのは私は非常に不本意であります。それは重ねて幾度も申し上げておりますが、技術的なことは言いませんけれども、今までシステム面あるいは制度面、運用面、今日の考えられるようなプライバシー保護の上で必要な万全の対策を講じていると考えております。いわゆる専用回線を通じてやっていくわけですから。

では、そういう中でどうやってプライバシーが侵害されるような、具体的にどういう場面であらうかということが実際にあり得るのか。何となく漠然と侵害されるんじゃないかというようなことだけがひとり歩きして増幅されて、いかに不安感をおおるようなことというのは私は心外だと率直に感じております。

しかし、これから先の技術進歩の中でそういう可能性があるのかないのかということについては、○%これを否定するということではありません。衆議院における御議論の中で、なお一層これからの三年間の間にそういった技術進歩があるならば、その技術進歩を十分キャッチアップしてそれを超える対策を講じていくこと、その努力をすることは当然の必要性があるということも考えております。

それから、このシステムの導入とは別の問題として、あるいは民間分野における官対民ということと比べて、行政事務の遂行上におけるプライバシーの保護ということだけではなくて、民間分野自身における中のプライバシーをどう保護していくかという問題も先ほど来いろいろ御議論がございましたが、単に自主規制的なことだけで本当にいいんだというふうなことでいいんだ。そういったことを含めて、個人情報保護というプライバシーの問題についてより包括的、トータルな形の中の検討があつてもいいのではないかと。特に、これから高度情報ネットワーク社会があらゆる分野でどんどん進行していくわけですから、この機会にそういったことも含めたトータルな見直しの場があつていいというふうなこともあって、いろいろな修正論議が行われたりしてきたことも事実でございます。

そういったことを考えますと、私は十分この問題についてきちんと丁寧に御説明を申し上げてきたと思っております。素直にお聞き取りいただければ十分御理解がいただけるし、国民的なコンセンサスも私は得られてきつたというふうなふうに考えておるわけでありまして。

○八田ひろ子君 私は個人情報保護法とかプライバシーの問題についてはまだ具体的に伺っておりません。後で質問しようかと思つたんですが、今、大臣は国民的コンセンサスの問題についてはプライバシー権の問題がいろいろあるという御認識を大変持っておいでになって、胸を張ってコンセンサスがあるというふうな言えない感じだとい

うのはよくわかりました、長い演説をしていただいて。共通番号、つまり一つの行政番号の汎用、多目的利用は危険だというのが専門家の中にもそして国民の中にも大変大きいというのが今の弁解の中でもあらわれているんじゃないかと思ひますが、次に移ります。

今、住民基本台帳を電算化されていない自治体も全国で二百二、これは全国の自治体のうちの六・二%ということなんですけれども、その問題について過日、人口程度とか財政の問題とかというお答えがありました。こういった地方自治体の理由について、また導入されていないということについて、自治省の見解をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。住民基本台帳につきましては、今お話しのように、平成十年四月一日現在におきまして三千五十三団体で電算システムの導入が進んでいるということで、人口割合で約九十九%まで電算システムの導入が進んでいるところでございます。

そういうことで、委員の御指摘のとおり、二百二の団体において未電算化という団体が存在しているというところでございまして、その電算化を進めていない主な理由としては、導入に関する庁内の体制が十分に整っていない、また件数が少ないため手作業による事務処理で十分に対応できる、またシステムの導入及び維持管理に要する経費負担が困難である、こういう状況のようでございます。

○八田ひろ子君 自治省の見解を聞いています。○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。高度情報化社会あるいは電算機器の利用ということで、事務の簡素化あるいは迅速化ということと非常に役に立つという面がございまして、多様な住民ニーズに対応した行政サービスを実現していくという観点から、今後とも住民基本台帳の電算化というものを積極的に推進していきたい、こういうふうな考えております。

○八田ひろ子君 質問したことに一回で答えてほしいんですが。

今おっしゃいましたが、自治省は今までも電算化しなさいと各地方自治体に言っているんだけれども、さっきお話をあつたように、体制が整っていないとか経費負担にたえられないということと二百二の自治体、人口総数でいいますと百八万ですから平均すると五千三百という余り大きくないところなんです。こういうところで、住民票の交付の話を含やっているものから、大体交付枚数というのは人口の半分ぐらいだというふうに聞いているんですが、そうすると年間に二、三千枚、一日十枚前後ですから、電算化するかどうか、行政効果などを検討して見送つたとしても妥当なんですか。そういう自治体の判断を尊重してこそ地方分権の精神だというふうには私は思っています。

ところが、今度の改正で、第九条第三項で、電気通信回線を通じて通知することになりますので、相当の機器が必要。いろんなコンピュータが今あるんですけれども、汎用コンピュータでないとカウントされないというふうにおっしゃつておりますけれども、こういう相当の機器を設置して運営、維持管理しなければいけない。法律によって義務づけられるんですよ。

そうしますと、さっきお答えになったように、いろいろ困難があるからできないのに一律にやるというのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。まず、このシステムを組む上で、各市町村の住民基本台帳事務が電算化されているかされていないかということにつきましては、電算化されていなければこのシステムが組めないというものではないと考えております。当然、電算化につきましては、先ほど述べた考え方で市町村においても住民基本台帳事務を含めて積極的に推進していただくということで、地方団体の方には従来からお話をしているところでございます。そこで、今度のネットワークシステムを組む場

しかし、住民票の写しの広域交付なんです、先日委員会調査で伺いました静岡県の例ですと、

住民の暮らし、今生活圏というふうにおっしゃったんですけれども、全国どこでも住民票の発行が必要だという根拠ですね。どれくらい広域利用があるのか。この平成十年のベネフィットで見せていただいて、この算定根拠になっている数字というのがちょっとよくわかりません。広域交

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。
住民基本台帳カードは、まず住民票の写しの広

でも従来と同じようにやらなくちゃいけませんんねん。ういうものかなければこのシステムができたといううもんならねえ。ね。そして、転入転出は免許証ではだめですかカードでやらなくちゃいけませんね。そんなにICカードが役に立つというふうには思えないんですが、そ

の論より証拠が出雲市ではないかというふうにいるんです。

出雲市は実際にこのICカードの発行をしてきたわけなんですけれども、ちょっと朝の局長の認識は違うような気がするんです。なぜなら、児童カードは新規発行の打ち切りでもうこれはやめていく。市民カードは九・二％しか発行されていないけれども、これは九月にやめる。それで、その前の福祉カードは九七年に廃止をした。これはなぜかといえば、カード利用が低いからですよ。なぜ低いと思いますか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。午前中は総務審議官が担当しております。総務審議官からのお答えだったかと思えます。

出雲のカードの利用につきましては、一つはやはりエリアが狭いということでも利用者が限定されるということでもカードの利用者というものが制約されてくるということで、検討し直すというふうには私は承知をいたしております。

○八田ひろ子君 今の私の質問は、なぜやめるようになったのか、理由をどうお考えですかということなんです。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。出雲市として独自の施策として行っているわけでございますので、どうしてもエリアが狭い、対象人員が狭いということでも制約がございますので、利用者が少ないということでも市の方としては検討し直すということだと理解をいたしております。

○八田ひろ子君 これは六億のお金が入入されているようですが、国が補助金も出しているわけですね。それだけのお金を出して援助をしたんだだけでもやめざるを得ない。役に立たないからなんですかね。

先日、衆議院の参考人に兵庫県の五色町の町長さんがいらつしやいました。ここは大変いいということ、私もそんないいところを一度調査しようと思つて調査したんですね。そうしましたら、ここはカードの自動交付機で交付されたのは一年間で二十九件だそうですね。大変いいところが一年間に二十九件。これも何億というお金が入つておりまして、住民票の発行全体は六千二百二件です。しかし、カードでは二十九件。おまけにこれはICカードというカードは使っているんですが、住民票を出すためには磁気テープでやっているわけですね。

こういうのは、今広域でないから使えないんじゃないかというふうにおっしゃったんですが、静岡の広域発行はアクセス、五色町は磁気ストライプ。それでは、広域でやっているところはありますか、これもやはり衆議院の参考人で岐阜の県知事さんが御紹介いただいた岐阜県益田郡というこの五カ町村を私は調べてみました。ここではICカードで住民票の写しの交付がされているわけですね。

そこで、ちょっと確認ですが、現行法のもとで、先ほど全国でやるには法が要ると。市町村がICカードでこういうふうな広域交付をするというのは現行法ではないわけですね。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。今、各地において住民票の写しの広域交付の取り組みが見られます。その場合に、自治法の定めております一部事務組合という法律の規定を利用する場合あるいは事務の委託という法律の規定を利用してやる場合と、そういう形で自治法の各種制度を利用した形で行っているところがございます。

○八田ひろ子君 現行法でもいろいろできるということですね。

それで、この益田郡なんですか、ここは五つの自治体があります。これで合計が四万一千三百六十五人の人口です。国の事業費としては二億二千万円、そのほかに県の補助金が一千七百七十万円、そのほかに単独事業があります。これは補助金要綱というんですか、それが端末が三つしかないんです。ここは五つの自治体があるものですか、あとの二つの端末はこの自治体で買わなければいけないので、それぞれ共同事業の分担金

として五百十五万円、そのほかに単独事業費として二、三百万円のお金があります。つまり、二億五千万円ぐらいでこれが立ち上がっています。

ここで、じゃICカードの発行、これを見ますと、平均では五％です。ここで住民票をどういうふうに行っているのか。機械で発行をした場合ですね、カード利用。これは萩原町というところを例にとりますと、住民票は四月、五月、六月で、これは一万一千八百人の人口のところですので先ほどのところとよく似ていますね、これは三十五件です。広域で使ったのが四件。お隣の山形町でいいますと二十八件で、広域が七件。カードの発行枚数も大変少ない。四％とか、下呂町は二％ですね。実際にそのカードを使って住民票を広域発行したところも少ないです、これは三カ月です。一カ月に一枚か二枚ですね。それから、その中の住民票の発行件数も少ない。これは非常に少ないんですけれども、こういう例をどういうふうにお考えなのか伺いたいです。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。突然のお尋ねで具体的な事実関係はつまづらかにいたしておりますが、益田郡で広域交付の取り組みを行っている。たしかことしから始めたか十年程度から始めたか。しかも、今お話のありました三町村ですが……

○八田ひろ子君 五。

○政府委員(鈴木正明君) 五、今やっているのは三町村で自動交付機を置いていて、順次段階的に拡大していくという……

○八田ひろ子君 五つ。

○政府委員(鈴木正明君) 失礼しました。昨年の十月から発足ということ、それも順次段階的に全域に広がっていくということで取り組みが始まったということでございます、もうしばらく推移を伺いたいと思いますが、もうじき私の時間が来ますので、残念ながら残余の質問ができなくて次の機会に回したいと思います。

午前中は全町挙げてあるいは全市挙げて失敗を

しておやめになったという例が幾つか同僚議員から挙がりました。これは突然と言いますけれども、私はお話ししましたし、それから衆議院の参考人質疑のときに、ここは大変うまくいっているということで具体的な名前も挙げられたこの益田郡であります。

ここから言えることは、ICカードの事業というのはまだ試行段階であり、うまくいっていないところは大変あるけれども、非常に住民に使われている、今度の法律に出してきました住民の利便というところで非常にいい、持ちたい、そういう例は一生懸命探したんですが、一つもありませんでした。カードは、絶対に必要という日常生活場面がない限り普及をしない。つまり、住民にはカードもコード番号も役に立っていないという例が、大変な何億というお金をそれぞれの自治体やあるいは市につき込まれて今の現状、こういう法律の全国展開を図ることは時期尚早ということを上上げて、私の質問時間ですので終わります。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。

私は国会へ参りまして満四年が経過いたしました。その間、予算委員会や法務委員会あるいは地方行政・警察委員会等を通して多くの大臣にお会いをし、大臣と各委員との質疑のやりとりを聞いてまいりましたけれども、野田自治大臣というのは大変すごい人だなと私は個人的に思っております。大変頭脳明晰でございますし、答弁が歯切れがいいというか、恐ろしいぐらいすごい人だなというふうに、これは正直本音でそう思っております。

ところで、魚住委員の先ほどのオウム真理教の信徒の転入届の問題あるいは信徒の家族の転入届の問題でかなり困ったような御答弁をきょう初めて私は伺ったわけですが、私は率直な大臣の答弁だと思えました。

私も、実は住民基本台帳のネットワークシステム、いわゆるオンラインによる処理とそれから戸籍制度との関係も通告をしておりますが、具体

的な答弁は求めませんが、私はきょう改めて、弁護士になって二十七年になりましたけれども、住民基本台帳法というのを読み直してみました。恐らく魚住委員が指摘した問題というのは、私は現行の住民基本台帳法が予定していない問題ではなからうかと思うわけです。転出届は受理されたけれども転入届は受理されないという、こういう事態というのは現行の住民基本台帳法は全く想定していないのではなからうかというふうに私は思うわけです。

そうすると、その処理を誤ると、住民基本台帳法というその法の仕組み自体が揺らいでくる可能性もある、一方では人権の問題あるいはまた当該地方の秩序安寧という問題もありましよう。ともあれ大臣もおっしゃっていただいたように、これは立法府の課題かもしれないけれども、私は、地方公共団体もそれから政府もこの問題は慎重な対応が求められておるのではないかなと、こういう意見を申し上げておきたいというふうに思っております。

それで、私は今度の住民基本台帳法の一部を改正する法律案で、先日の参考人からも、特に堀部教授が強調されておりましたが、我が国で初めて番号制度というんでしょうか、国民に付される番号に法的根拠を与える、そして住民票コードという新しい十けたの一種のバーコードみたいなものに法的な根拠が与えられる。そのことと、何よりも大事にされ、そして十二分に保護されなければならぬ国民のプライバシーの権利との関係が今真剣に議論が尽くされるべきだな、こういうふうに思っております。

参考人の内野教授から住民票コードの導入との関連で、みずからの存在証明を番号にしたくないという少数意見も尊重されるべきだ、番号を使わない自由も権利として担保されるべきだというふうな趣旨の御意見があったわけでありまう。

私も、恐らく多くの国民がこの新しい住民基本台帳ネットワークシステムによって、個人の尊厳との関係で住民票コードが導入されることによつ

て個人の非人格化、このことに対して問題意識を持っておって、人間が住民票コードといういわゆる番号によって管理されることへの不安感、抵抗感というのがあるんだらうというふうに思うわけです。

そこで、局長でも大臣でも結構でございますが、内野参考人のようなみずからの存在証明を番号にしたくないというふうな少数意見の尊重と今度のネットワークシステムとの関係、それから番号を使わない自由も権利として担保されるべきだという意見等についてどういうふうに考えておられるか、お聞かせをいただければありがたいなと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 一つの視点かと思うんですが、物事をいろんな角度から、角度を変えて見ればいろんな物の見方ができるので、そういう今おっしゃいましたようなみずからの存在証明を番号にされることかされないかという受けとめ方、そのことの是非は申しません。

ただ、現実問題、各広範囲な行政分野において、特に給付行政なんかにおいては既に独自のナンバーリングが付けられているというところはもう御案内のとおりでございます。これだつてある意味では、逆にその世界における番号管理を現にされているわけですね。年金であれ社会保険であれ、いろんな分野、運転免許証だつて現にナンバーリングがあるわけでございます。

したがって、今回やろうというものは、その本人確認、そういう変更があったりいろいろなことがあったりしたときに、それをできるだけ正確にスピーディーにどうやって処理するか。いわばそういう事務的な処理、まさに管理するということじゃなくて、それによって人間の管理をするんじゃない、むしろそういう事務的な、まさに機械的な作業をそういうことによってやった方がより効率的ではないか、より正確ではないか。そのことによって、これまで費やしていた公務員のいろんな事務をむしろ節約して、より人間的な、より大分な分野に行政の重点を移していくという、むしろ

そのことによってより高度なニーズに対応することができるようになるのではないかと。私はそういう仕組みであるというふうには本当に、私はそれ以上のものでもそれ以下のものでもない。

だから、住民票コードによって何か管理をするというか、人間を管理するんじゃない、まさにその事務を管理するんだという受けとめ方をすれば、個人の人間の存在証明、つまり存在証明という言葉は人間性を意味するわけでありまうが、それを管理するものではないと、私はそういうふうな受けとめればそれほど、プライバシーとかちよつと哲学的にとらえるのはどうなのかなと、率直にそういう感じがしております。

それだけに、そういう範囲についての活用ですよ、そういう利用目的ですよということをはかなり厳格に、目的外の利用を禁止するとかいうようなことをかなり制度的にもあるいはシステムのにも運用面においても縛っているということですから、私はそういうふうな御理解いただきたいし、そうしてもらわなきゃ困ると思つておるんです。

それで、そういう形で番号をつけていくということになれば、まさか本人が拒否するとか同意するとかいような世界の話とはちよつと次元の異なる世界なのではないかというふうに私は認識をいたしております。

○照屋寛徳君 私は、いわゆる情報化社会というのは、これは我が国も国際社会も今後もどんどん進展していくだろうと思ひます。同時に、コンピュータネットワーク社会というのはこれはますます高度なものになってくるだろうと思ひます。

そういう中で、いわば近代というか現代の社会の中における、行政を含めて私どもが追求する効率化、その効率化の影の部分というんでしょうか、効率化と非常に密接な関係を持っている個としての人格を持った人間のあるべき姿というんでしょうか、そのことは今後とも真剣にそれぞれが考えなくちゃいけないし、同時に社会全体、政治、行政全体の中でもそのことをしっかりとらまえて

おらないと、効率化を急ぐ余り大事な人間性というかあるいはプライバシーが侵されるような社会であつてはならないというふうな考えを持っておるところであります。

それで局長、通告してございましたが、私もよく承知をしておりますのでお教えいただきたいのは、韓国でICカードの発行計画を最終的に破棄して、その施行法案を廃案にしたようでございますが、そういう事実関係を含めて、その経緯、背景等について御承知であればお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。韓国につきましては、まず住民登録制度というものを保持しております、全国民に住民登録番号が付番されて、多数の情報がその番号をもとに住民登録ファイルとして管理されて、その情報が行政だけでなく民間のさまざまな分野で利用されているということでございますから、かなり日本と状況が違ひます。

それから、住民登録証というものも満十七歳以上の全国民は紙製の住民登録証を常時携帯することが義務づけられております。そういう意味で実情はかなり異なるわけでございますが、その紙製の住民登録証をICカード化しよう、こういうことでございます。それで、現在の紙製の住民登録証では写真の張りかえによる偽造、変造が行われるという問題が生じまして、こうした偽造、変造を防止して情報化社会に対応した多目的な身分証とするために、紙製の住民登録証を電子住民カード、ICカードとする事業が打ち出されてきたわけでございます。

この電子住民カード事業は、一九九六年、平成八年に韓国の情報化促進基本計画において位置づけられました。平成九年の十一月には電子住民カードを発行するための住民登録法の改正法案が成立をいたしました。法的な基礎が与えられたわけでございます。

しかし、その後、この電子住民カード事業につきましては、韓国の厳しい国家財政、IMFの関

係で非常に厳しくなっておりますので、相当の費用が必要だということ、それからまた国民監視が強化されるのではという不安に基づく反対運動が強まったということ、これらによりまして、電子住民カードの関係案文の削除を内容とする改正法案が議員立法で国会に提出されまして、ことの四月に成立を見たということでございます。そして、その結果、電子住民カード事業にかえましてプラスチック製の住民登録証に切りかえるということ、二〇〇〇年の三月までに偽造、変造防止の観点からプラスチック製の住民登録証に切りかえる、こういうことになったと、このように承知をいたしております。

○照屋寛徳君　そうすると、韓国では、住民基本台帳にかかわるICカードの制度が議員立法で、一つは費用の問題、もう一つは監視社会を招くのではなか、そういうふうな主な理由で廃止になったと、こういうことですか。

○政府委員(鈴木正明君)　そのように理解をいたしております。

○照屋寛徳君　私、今度導入される住民基本台帳ネットワークとそれから新しい住民票コードによってどのような利便があり、どれぐらい費用がかかるかということについても通告をしてありますが、これはまた来週具体的にやりたいと思っております。

総務庁、おいででございますので、一問だけ。昭和六十三年の十二月八日に参議院内閣委員会の附帯決議、いわゆる行政機関の保有する情報との関係で附帯決議がございまして、個人情報保護対策について政府は真剣な取り組みをするようにという趣旨のことがありますが、その後の、附帯決議以降の政府の検討作業の経緯と結果についてお教えください。

○政府委員(瀬上信光君)　お答えいたします。

行政機関の保有する電子計算処理に係る個人情報保護の保護に関する法律の採決に際しまして、参議院内閣委員会から十二項目にわたります附帯決議が付されまして、その一つとして、「五年以内

に本法の必要な見直しを行うこと。」とされているところでございます。

これを受けまして、総務庁では、個人情報保護法の適正かつ統一した運用を図るということで、附帯決議に配慮した適正な施行を求める総務事務次官通知等の発出、個人情報保護の安全・正確性の確保についてのガイドラインの作成、所管特殊法人の指導指針の通知等の措置を講じてきたところでございます。そしてまた、毎年度、法施行状況の調査を行いましてこの法律の運用状況を把握するとともに、その結果を公表しているところでございます。

そして、個人情報保護法について必要な見直しを行うという点につきましては、総務庁及び関係省庁におきまして、平成七年五月までに個人情報保護法の保護対象の範囲、それから民間部門の保護対策等につきましての実態調査を行いました。その結果、コード入力による光ディスクという形態を新たに個人情報保護法の規制の対象に加えるという改善を加えるとともに、それ以外の点につきましては個人情報保護法の規定について特に改正を要する状況にはないという結論に達しまして、以上の点につきまして、平成七年六月に参議院内閣委員会の委員長及び各委員に御説明を申し上げたということでございます。

○照屋寛徳君　私は、今審議しております住民基本台帳法の一部を改正する法律案、それに先行して民間を含む包括的な個人情報保護法の制定こそ急がれるべきだというふうに思っています。

と申し上げますのは、我が国においては、個人情報あるいは個人の信用情報などが漏えいをしたりあるいは流出したり、そのことが商いの対象になるというふうなことがたくさん起こっているわけですから、そうであるからこそ、先ほど申し上げましたように個人情報保護法を早期に制定する必要性がある。そして、そのことが、衆議院における修正案の提案者からも、この法案についてプライバシー保護の面で漠然たる不安や懸念があつて今出されているような修正を施したというふうな

ことが言われておりましたので、ぜひそのことを踏まえて、総務庁でもしかるべき効果的な個人情報保護対策について真剣なお取り組みをお願い申し上げます。

それでは、次に局長にお伺いいたします。今度の改正法案では、提供を受けた行政機関が住民票コードを含む本人確認情報を使用し終わった後、これを消去することを規定しておるんでしようか。もし規定していないのであれば、なぜそれを規定しないのか、そこら辺をお伺いいたします。

○政府委員(鈴木正明君)　お答えいたします。

本人確認情報の使用し終わった後の消去についてでございますが、国の機関等この本人確認情報を受領した機関で不要となった場合についての消去につきましては、本人確認情報の安全確保措置義務というものを法律で規定いたしておりますので、その中に消去も含むということで考えております。したがって、消去も含めた安全確保措置義務が課せられている、このように理解しているところでございまして、適切な措置が講ぜられるべきものだと考えております。

○照屋寛徳君　安全確保措置義務というのは、いかにも抽象的ですね、局長。私は、提供を受けた行政機関が、目的に沿った使用が終わった後には、そのような情報を集積しない、しちやいかぬという、そういう具体的な仕組みづくりを法制化しないと、安全確保措置義務というのは、法律的な概念としては、あるいは義務の内容としては非常に不明瞭じゃないかというふうに思うわけです。私は、修正案提案者の漠然とした不安、懸念というのも恐らくこういう点から出てきておるんじゃないかと思うんです。なぜ具体的に法文上に明記しないんですか。

○政府委員(鈴木正明君)　お答えいたします。

この本人確認情報をネットワークシステムから提供する機関は国の機関及びそれに準ずる公的機関ということで、目的及び機能が法律で明記されるその範囲で提供されるわけで、いずれも公的な

機関であるということが一つ。それから、それに従事する者につきましては、委託事業者も含めまして守秘義務が課せられているということでございます。

さらに、本人確認情報を利用する国の機関等におきましては、それぞれの実態に応じた安全確保措置を講ずるわけですが、具体的には、この関係で申し上げますと管理規定、個人情報、本人確認情報の情報の管理規定というものを置く、制定するということを予定しているわけでございまして、そこにおいて情報の消去に関する事項も含めて定めるという考え方でございます。

そのほかにも、安全確保措置としては、管理体制の問題あるいはオペレーションの管理に関する措置といったことで適切な措置を講じていただく必要があると考えております。

各機関の状況に応じてそのような措置が講じられるということが適当である、こういうふうに考えております。

○照屋寛徳君　そうすると、私がただした、提供を受けた行政機関が住民票コードを含む本人確認情報を消去するかどうかは管理規定でやる、こういうことなんですか。

それと関連して、例えば行政文書でもあるいは司法の文書でも、それぞれ守秘義務がありあるいは保存期間というものがありますね。一定の保存期間が過ぎると廃棄されるわけです。私は、このこととの関連で言うと、そもそも今度つくろうとしている住民票コードあるいは住民基本台帳のネットワークシステムの廃棄というのは技術的にどのような行われるのかなとも思うわけです。

私は、消去規定を置かないと、国民は非常に不安を覚えるんじゃないかというふうに思います。技術的な問題は具体的に通告をしておりますのでしたのでまた来週にもお聞かせいただきたいと思いますが、この管理規定の中に消去規定を考えるという趣旨なのか、あるいは今私が申し上げました行政文書の保存期間と廃棄との関係で今度の

ネットワークシステムはどのような対応を考へておられるのか、もしきょうの段階でおわかりならお教えいただいて、また積み残したら来週でも結構でございますので、お教え願いたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

技術的な側面については、後ほどということにさせていただきますと思いますが、本人確認情報は四情報プラス住民票コードと付随情報ということでございます。お話しのように、保存期間という議論に結局なってくるわけでございまして、そこにつきましては政令ではつきりさせたいという考え方でございます。

それで、具体的にどうなのかということでございますが、これは本人確認情報を法律で認めていただいた国の機関等及びその行政目的ということを提供するわけでございますので、それは法律を成立させていただいた後、具体的に検討いたします。それに応じまして保存期間というものを定めた、このように考えております。

○照屋寛徳君 情報の保存期間の問題、それから保存期間が経過した後の廃棄の問題、その技術的な仕組みを含めて次回またお伺いさせていただきますと思います。

時間ですので、私の質問を終わります。

○高橋令則君 自由党の高橋でございます。

質問をさせていただきたいと思いますが、まず先に、私は、各委員の質疑、そしてまた参考人の方々の意見をお聞かせいただきまして、それなりに賛を聞いたというんですか、自分なりにやった分のほかにいろいろな意味で勉強させていただいたと思っております。

また一方、極めて大事なプライバシーの問題については、政府もそうすけれども、三党プロジェクトの中で検討していくということで、今私も入っております三回勉強させていただいたわけですが、極めてこの問題は重要である、責任を持ってやらなければならないということを変更して認識しているわけでございます。

そういう観点から、私は、重複するかもしれないけれども、基本的な問題だけ質問させていただきます。基本的なことですので、重ねてということでお許しをいただきますけれども、質問させていただきます。

第一点は、これはもう既に八田委員もおっしゃったものですから、経過を詳細にお聞かせいただきたいと思います。それは避けたい。

その中で極めて重要な問題は、平成六年以降検討したわけですが、その過程でいろいろ案があり、そしてまた報告がありました。その中で、原案がこうだったと、この案ができた経過の中で具体的に、極めて重要な点について、どういうふうに変わってきたか、そしてどういう理由でそうしたのか、修正案というんですか、いわゆる経過について反省をし、そしてあるべき姿としての今の案に到達したという、この点について説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

この法案を御提案するまでの経過あるいはその過程での議論、またその骨格においての変更点、こういうお尋ねだと思います。

平成六年八月に研究会でこのネットワークシステムの検討が開始されたわけでございまして、平成七年三月に中間報告を発表したところでございまして、各方面からさまざまな反響をいただいたところでございます。

そこで、論点、大きな議論となりましたのは三点はございまして。一つは、住民基本台帳番号を生誕不変ということで考えたという点でございます。それから二点目は、カードの発行というものを、番号を通知するという性格を持たせた、その手段として位置づけたという点。それから三点目は、民間利用の可能性を提起したということでございまして。中間報告をめぐってそういう議論が出たわけでございます。

また、中間報告においては、個人情報保護措置の課題、またネットワークシステムの利用分野などの課題、これについてはさらに検討を行って

くこととされていただいております。こういったことを行いまして、その後の検討を重ねまして平成八年三月に最終報告ということになったわけでございます。

その後、さらに幅広い御意見を聴取し、大臣主宰の懇談会で御意見を聞き、それを公表し、また平成九年六月には法案の一部改正草案という形で公表し、今回の法律改正ということでございます。

この間、国会あるいは政界レベルでの御議論もあり、また国民の間での御議論もいろいろございました。より厳格な個人情報保護措置を講ずるということ、まず民間関係につきましては、業として他に提供するデータベースの構成禁止、それに係る中止命令に従わなかった者については罰則をもって担保するという規定を盛り込んだことと。

また、守秘義務の関係では、電算業務の受託者に対しても秘密保持義務規定をかけたということと。

したがって、このネットワークに携わる市町村、県、指定情報処理機関、受託者の従事者、それは電算受託者も含めまして秘密保持義務がかり、それに対しては通常の守秘義務違反よりも重い罰則規定を置くことにした、こういう点が第三点でございます。

第四点は、住民票コードにつきましては、請求によって変更できることといたしまして、それは生誕不変、あるいは背番号というか、そういう嫌悪感というのを配慮して、また住民票コードが万が一にも漏れた場合には変更可能ということもありまして、請求により変更は可能、理由は問わないというところに踏み切るなどの改正措置を追加したところでございます。

大きなポイントとしては、以上申し上げたとおりでございます。

○高橋令則君 私も大体そのように認識しております。例えば堀部参考人も、いろいろな資料の中で拝見しますと、そういうふうなことも提起し

て、それに対して修正をもらったとか、あるいは意見を出されて、それが採用されたというふうな形で、おおむねこのシステムについては了とするというふうな趣旨に私は伺っているわけでありまして。したがって、その検討経過及びそれに対する手当てについて私はおおむね了として理解をしております。

次に、これも基本的な問題でありますけれども、このシステムが地方公共団体の連携システムであるという点であります。利用あるいは効率性だけの観点からのシステムとすれば、初めから一括集中的なシステムでやった方がいいのではないかと議論も当然あるわけですが、それが、国ではなくとも、あらかじめ全国センターというふうな形、民間的な第三セクターですか、いろいろな形はありましても、そういうふうな方法で、全国一括という形でセンターで全部やっちゃうというふうなこともできるわけです。しかし、そうじゃない形の分散システム、それをネットワークを構成してやっていくというやり方、これは効率性というだけでは言えない、住民基本台帳の本来のあり方として当然だというふうな主張もあったわけですから、改めましてこの集中そしてまた分散というふうな基本的な問題についての考え方を明確に言っていたらいいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムは、市町村の区域を越えた全国共通のいわば本人確認のシステムというものを、つくり上げようというものでございます。住民基本台帳という制度を踏まえて、それをベースにして組み立てようというところでございまして、本委員会でも御審議いただいておりますが、住民基本台帳制度というものは、市町村の関係者の努力によりまして、住民の居住関係の公証あるいは住民に関する事務処理の基礎ということで定着をし、問題も指摘される面もありますが、かなり実効あるものとして国の行政の効率化、市町村の行政の効率化に役立っているというところでございます。

(委員長退席、理事松村龍二君着席)

そういった市町村が担っております住民基本台帳事務というものをベースにいたしまして、新たなネットワークというものを構築しようということでございます。そのために、市町村と広域的な地方公共団体であります都道府県が協力、連携をしてシステムの運営を行う、こういう考え方でございまして、国の機関が一元的に本人確認情報を管理するというのではなく、分散、分権型のシステムということで構築したわけでございます。

またさらに、全国センターということで、都道府県が行う事務のうち住民票コードとかあるいは情報の提供といった機械的なものにつきましては、正確性の観点からも効率性の観点からも専門的技術を集積する者に集中させて処理することが望ましいということで、地方公共団体のいわば分身として指定情報処理機関というものを設置する。その指定情報処理機関というものがそういった全国レベルでの本人確認情報に関する事務を処理していく、こういうことでございます。

指定情報処理機関は、地方団体がその基本財産の全部または一部を出資する公益法人ということで位置づけていただくことでございまして、そういう意味でも地方公共団体が主体的に構築、運営するシステムということで今回の法案を構築させていただいているところでございます。

○高橋令則君 わかりました。

もう一つは、国会のコントロールという問題になります。当然、法律という形になるわけですが、けれども、このシステムを拝見しておりますと、再々申し上げるように四情報を使う場合は、今九十二事務ですか、そういう形で法律の中に明確にしよう。そして、これを他にさらにやしていくとすれば、一つ一つそれを国会に出して、そして法律を改正してやらなければできないというふうな厳格なやり方をしているわけであり

（理事松村龍二君退席、委員長着席）

私もそれは了としますけれども、考え方によっては、行政事務あるいは行政改革という観点から

しますと、もう少し拡大性というか、そこまでやらなくてもいいじゃないかという、それによってプライバシーを侵害するということが心配だという議論はありますけれども、一方でやっぱりもう少し利用性とか融通性とかそういうことの観点からすると、他のやり方、例えば政令とかそういう方法もあるのではないかと議論もあり得るわけです。

したがって、厳格に法律で決めた、そしてまた都道府県あるいは市町村については、仮にやるとすればそれはすべて議会にかけて、そしてこれまた条例でやるというふうになっているわけでありまして、厳格な法定主義でやっているわけですが、これについての基本的な考え方をもう一遍お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員（鈴木正明君） お答えいたします。

このシステムにおいては、個人情報保護ということ、本人確認情報は四情報プラス住民票コードと付随情報でございますが、全国にこの情報を提供するというネットワークでございますので、個人情報保護を確保するということが重要視いたしまして、一つはやっぱり個人情報の収集目的は収集以前の段階において明確化されることが必要である、その明確化された目的以外に利用されてはならない、こういう国際的な考え方、原則が例えばOECD理事会勧告の八原則の中にも含まれているところでございます。

そういったことで、このネットワークシステムにおいては、利用者及び利用目的について行政内部で決定するのではなくて、国会でその正当性を御判断いただく、また国民に対しても明確に示していくということが個人情報保護の面から最適と判断をいたして、このようないわば厳格な法定主義というものを採用させていただいているところでございます。

○高橋令則君 私は、厳格な法定主義については基本的に賛成なんですけれども、そう言いながらも利用度とかそういう面でもうかなという気持ちでもないわけではありません。しかしながら、プ

ライバシーに対する国民の安心感というふうなものと考えますと、適切ではないかというふうに思っております。

次に、これまた原則的な問題ですけれども、OECDの八原則があるわけですね。これは、今のいわゆるプライバシーの問題については国際的な、憲法とは言いませんけれども、極めて大事な原則だと思ふんです。これにのっとってこのシステムは果たしてきちっとやったのかどうか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員（鈴木正明君） お答えいたします。このネットワークシステムの構築に当たりまして、特にシステム全般の個人情報保護措置につきましては、基本的にOECD理事会勧告八原則を前提とするほか、今日的な課題にも対応できるように法令上及び技術上十分な措置を講ずることといたしております。

具体的に申し上げますと、国の機関等が本人確認情報の提供を受けることができる場合及びその利用目的等について法律上限定する、今申し上げましたところでございます。また、本人確認情報として都道府県指定情報処理機関が保有するデータは、四情報及び住民票コード及び付随情報というものに限定する。それから三点目としては、本人確認情報の電子計算機処理等に関する業務に従事する者、これにつきましては受託者も含みます。それに対しては秘密保持義務を課する。また、本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務を課する。それから五項目は、都道府県指定情報処理機関が保有する本人確認情報については、最新性、正確性を確保する。それから六項目としては、都道府県指定情報処理機関に対する自分の本人確認情報についての開示請求を認める。それからさらに、民間へ本人確認情報の提供をしない。それから、民間機関での利用を規制するということの措置を講ずることということで、法令上及び技術上の措置を講ずることといたしております。国際標準から見しても十分な保護措置を講じていると考えております。

○高橋令則君 私も、おおむねそのように理解をしておりますが、その八原則の中に派生したというか、そういう表現ではないかもしれませんが、EU指令の中に第三者機関が必要ではないかというふうな、そういう勧告というか指令があるわけです。

それを、この法案を見ると、都道府県審議会というふうな形で、これはどうも見た限りでは、厳格な第三者機関としてはちょっとウィークではないかな、弱いんじゃないかというふうに私は思っています。そして、識者の方々の話を聞くと、これは全員というわけじゃありませんけれども、それを指摘される方もいらっしゃる。しかしながら、我が国の今の法制の中ではこれでやむを得ないという方もいらっしゃる。この問題については局長の認識はどうですか。

○政府委員（鈴木正明君） お答えいたします。

このシステムにおきましては、お話しのように国の機関として第三者的な監督機関の設置というものはないわけでございまして、御指摘がありました都道府県には本人確認情報の保護のための審議会というものを設置する、また指定情報処理機関には本人確認情報保護委員会というものを設置するというところで、実質的に独立性の高い機関がこれらの事務処理を客観的にチェックして必要意見等を述べる、こういう体制をとっているわけでございます。これらの機関が十分に機能することによって本人確認情報の保護は図られるものと考えております。

なお、お話しのような御意見もございしますが、堀部先生の御意見を御紹介いたしますと、これらの審議会あるいは情報保護委員会の権限などは限定的であるが、監視機能を重視する欧州連合の指令の趣旨にのっとっていると言ふことができると思ふ、日本の現行制度でどのようなことが可能なのか個人的にも考えてみたが、日本の場合には独立した行政機関を設けるというのはなかなか難しいところがあり、現行法制度の枠内で対応するとなるとこれでもやむを得ないのではないかと

ふうになっているとの御意見をいただいております。なお、実質的にこれらの機関がその役割を果たせるということが重要であると考えておりますので、そういうことで私どもも努力してまいりたいと考えております。

○高橋令則君 私もそういう認識をしておりますが、やはりこの問題、いわゆる第三者機関あるいはコミッションというふうな形での専門的あるいは専門機関をやるためには、個人情報保護システムをB方式にするかアメリカ方式にするかによっても変わってくるだろうというふうには私は認識をしております。それをどうするかということは、政府自体の検討も一つですし、もう一つは、申し上げたように、私どもも入っておりますけれども、三党のプロジェクトの中で含めて検討しなければならぬと私も思っております。

最後でございませうけれども、大臣に改めてちょっとお聞かせをいただきたいわけですが、大臣もそうですし私もそうなんですけれども、実は法律を制定する過程のときは私は与党ではなかったわけでありまして、後で聞いた方でありまして、若干わからない点もないわけではありませう。しかしながら、いわゆるフリー、フェア、オープンという我が党の主張等から考えまして、このシステムはやっぱり必要ではないかと。しかしながら、やっぱり一方ではこのプライバシーの問題を酌んできちんとしなければならぬ。きちっとした形で、オープンな中で、どっちにしてもやらなきゃならぬというふうには思っているわけですが、推進する立場からそれをやりたいというふうな考えはありますが、そういうふうなことを含めて、大臣の決意を改めてお聞かせいただきたい。

○国務大臣(野田毅君) この住民基本台帳ネットワークシステムというのは、もうたびたび申し上げておりますが、二十一世紀におけるデジタルネットワーク社会の到来に対応して、ある意味では重要なインフラ整備ということだと思っております。今でも既に随分おこなわれているのではないかと

多少焦りもあるわけです。しかし同時に、一方で個人情報保護の保護ということについてなお一層神経を注がなきゃいけない。そういう点で、欲を言え、九十一という行政事務の分野のみならず、もっともいろいろな利用範囲を広く検討していいではないかという御議論もあつたわけですが、やっぱり一方でそういう慎重な配慮ということも非常に大事だと。光と影という言い方がありますが、けれども、光と影というのはちよつとどうかと思うので、私はあえて車と言うなら、安全運転していくためにはアクセルとブレーキ両方必要だと。そういう意味で、この個人情報保護ということに対して、技術的なこれからの日進月歩の分野でもありまして、それにどう対応していくかということも含めいろいろ議論をいただいて、修正ということもあつたわけ、そういったことを伴いながら大胆に進進していかねばならぬ大事な課題であるというふうに思っています。

このことは、市町村、地方公共団体の行政サービスというものの質を向上させる非常に大きなきっかけになっていくだろうと。このことは、先ほど来いろいろ申し上げておりますが、本人確認事務というものは機械的ではあるんだけど非常に膨大な事務量を要している。正確さ、迅速性ということとは非常に大事であるということが、このことによつてよりその分野のニーズが満たされて、そこで浮いた部分をより人間的な、より大事な行政分野に投入できるということのメリット、そのことにやっぱり思いをいたすべきではないか、特にそんなことも考えます。そして、結果として国、地方を通ずる行政の効率化ということにも資し、また一方でそのことによつて行政コストそのものを低減するということができるならば、タックスペイヤーという角度から見ても非常に大事な視点ではないか。

もう一つの思いを込めて、ぜひ早期にこの法案を通していただけてスタートを切ることができまうように、心からお願いを申し上げます。さういいます。

○高橋令則君 終わります。

○松岡満壽男君 参議院の会の松岡満壽男でございます。

長時間の質疑で大変皆様方も御苦勞さまでございます。

自由党の高橋先生が予定どおり三十分なさいましたので、私の方もやはり参議院の会として三十分質疑をさせていただきたいというふうに思っています。

このところ、憲法調査会の設置も決まり、当然そこで二院制の問題についても議論があると思ひます。この前から自連立の中で衆議院の比例を五十人減少するという議論もございまして、また経済構造の大きな転換の中で、来週は産業活性化法案が本会議に出てくるわけでありまして、これも、そういう厳しい経済情勢の中で民間の皆さん方は大変な苦しみの中にあるわけです。失業率もふえてきておるし、大変なリストラであります。

そういう中で、やはり参議院はいかにあるべきかという部分が国民の側から大変な注目もあるわけでありまして。だから、衆議院と異なつた審議をやはり私は参議院においてはしていかなければならぬという角度から、衆議院におきましては参考人を八人呼ばれた、既にこちらでは四人の参考人にも出ていただいている。だから、むしろ現場に出ていって地方公聴会と。既に住民基本台帳について市町村が実際に実務をずっとやってきているわけですが、住民基本台帳法に基づいて、しかも、心配して反対しておられる民間の方々もおられる。そういう方々の声を、こちらから出ていって、国会に來なさいという形じゃなくてやるべきだという主張を続けてまいっておるわけでありまう。

せんだけれども、豊田それから浜松と視察もさせていただいておるわけでありまして、非常に国民の方の関心も強いわけでありまして、特に市町村から見ると、今度は県も巻き込んでという形になるわけですが、二重にいろいろな仕事をしたいかなきゃいかぬという部分が出てくるわけです。それは、野田自治大臣が今御答弁なさつたようにいろんな面でおこなわれている部分もあるし、やはりきちつと質的な面での向上、こういうものも当然期待できるわけでありまして、いろいろな角度での疑問がやっぱりあるんです。こういう財政的に苦しいときに新たに六百億円投じなきゃいかぬと。

しかし、前回、私の質問の中で、戸籍、住民基本台帳事務にかかわる年間の経費が既に市町村段階で三千億かかっているというふうには実は御答弁されておられるんです。しかし、どうもこの数字は、確かに市町村においてはほとんどの自治体が電算化を終えているわけですから、この数字は私の調査では推定で六百四十億から八百十億円程度じゃないかというふうには思われるんです。

例えば、人口十万人の市で導入の一時経費が大体七千三百万円ぐらい、年間の運用経費が八百万円ぐらいだろうと思ふんです。私の地元光市のデジタル化の予算でも、人口五万ぐらいで大体初期の投資が二千万円、ランニングコストが千二百万円で三千二百万円。これを二倍するとちよつと六百四十億円ぐらいになるんです。この辺の数字の食い違いがあるわけでありまして、これは一体どっちがどうなっているんだらうかなという点が一ツ気になっておるんです。

しかし、いずれにしてもこれは二重投資になることも事実でありまして、システムの互換性やデータの互換性等いろいろな努力をして最小限のコストに、既に市町村が国民の税金を使つてやっているわけですから、これに対して六百億円かかっているわけですから、これについてまず再度お伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このネットワークシステムでの経費と、その前に三千億のお話が出ましたが、これは直接これと見合う経費というよりも、窓口事務で基本台帳事務とか戸籍と一緒にやっていますので、そういった窓口事務にかかっている経費というものが決算ベースで三千億ですから、お話しのように電算処理の業務もありますし、職員費なども含めた全体

の経費でございす。

それで、この経費でございすますが、基本的な導入経費は約四百億円ということで、システムの基本設計費、コンピュータの設置工事費、ネットワークシステムのテスト経費、また既存の住基データを移行するための経費、これがかなりのボリュームになるわけでございます。これがいわば導入経費ということですね。また、年間のランニングコストは、コンピュータのリース料、維持費、それから電気通信回線使用料などでございまして、約二百億円を見込んでいられるということでございます。

法律をお認めいただいた後は、関係者の協議によりまして具体的に検討をさらに詰めていくわけでございます。最新のノウハウ、技術というものとコストというもので最大の努力をしていかなければならないと考えております。

○松岡満壽男 どのぐらいのコストがそれぞれ市町村にかかっているかということは、時期のずれもあつたり、なかなか難しいんでしょうけれども、私が申し上げたような数字で大体よろしいというふうに考えていいんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) まことに申しわけないんですが、先生の数字の前提というんですか、試算のベースをちょっと承知いたしませんので、私どもの数字のベースは決算ベースで申し上げていきますので違ふかと思いますが、場合によっては後ほどまた先生からお聞きいたしまして、その辺の確認をさせていただきたいと思ひます。

○松岡満壽男 今の内野参考人ですか、この住民基本台帳の問題について、莫大な費用を使って制度をつくる割にはメリットが非常に大きいとは言えない、こういうことを言っています。それは、一つには本籍地や続柄などの欄がこれは空欄ですよ、四つだけですから。今度は住所と氏名と生年月日と性別だけです。普通それぞれ市町村では、このほかに続柄、それと住民になった日、本籍、筆頭者、それから国保、年金、児童、こういうものがずつとつながっているわけ

です。

そうするとこの四つだけだと、非常に私どもも不思議に思ひますのは、内野さんが指摘されておられるように、本籍地や続柄などの欄が省略されて空白になっていく種類の住民票にはかならない、このような種類の住民票で足りる場合は省略のない住民票が必要な場合と比べてどれほど多くあるのでしょうか、こういう疑問を呈しておられますけれども、こういう問題についてどのようにお答えになりますか。

○国務大臣(野田毅君) 一元管理する情報ということですが、いわば四情報プラス住民票コード、これ以外に続柄なり戸籍なりいろんな情報を付加してそれをいろんなところにやたらどうだ、その方がはるかに効果があるぞという御指摘は御指摘として理解はできるんですけども、逆に、むしろそのことによって、例えば戸籍等について必要でない行政分野においてこれを基本的な本人の情報として余分な情報を出すことが果たしてプライバシーという側面からいっていいのかどうか。要は、全国的な本人確認事務というのか、そこに主眼を置いた、それに最小限必要な情報ということ、この四つの基本的な情報、あとコード等多少それに付随する程度の情報ということに限定をしておるわけで、その方がはるかにプライバシーの保護ということからいえば望ましいということはお申し上げるまでもないことだと思ひております。

そういう点で、欲を言えばいろいろあれもこれもというものはあるんですけども、やっぱり先ほど来いろいろ言っておりますが、そういう利用範囲の拡大という問題とプライバシーの保護という問題をどういうふうに対処しながらやっていくかということが非常に大事なことでありまして、やはりそれぞれ行政分野における必要最小限の個人情報というところに絞るべきだろうというふうにお考えであります。

○松岡満壽男 これだけの投資をされれば、当然次の段階でやはり投資に見合うメリットというものを追求していかなければ投資した額というのは生きてこないわけですよ。

内野さんが言っておられるのは、やはり基本四情報は原則的に秘密性の高いものとは言えない、だからこれはプライバシーの問題じゃないということをはっきり参考人は指摘しているわけですね。

そのとおりだと私も思うんです。こんなもの秘密でもなんでもないですよ。それに伴う被害はダイレクトメールが郵送されてくるなどの比較的軽いものになるということなんです。だから、こういう状況の中で住民票コードを使いたくない人がいても構わないのではないかと、そしてこのように行政サービスを通じて受けられるようにすることが必要だと内野参考人は主張をしておられるわけですね。

この点について、私の方の地元でも、特別な反対意識がない人も、住民票コード、十けたぐらいになるんですか、自分で覚えておかなきゃならぬのかいな、ややこしいな、こんな面倒なことせぬでもいいんじゃないかと言ふ人も結構いるんですよ。

だから、実際に運用の場であつたものが可能なのかどうか、そういう人たちに對して。この法案の趣旨としての考え方をシステムにおいての可能性、コードは覚えられないよという人たちに對してはどういうふうに対処されるように考えておられるんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

まず、住民票コードは十けたの番号、しかも全く意味を有しないランダムに決められる数字ということでございます。その数字から例えば住所とか生年月日とかを読み取れない無意味な数字の組み合わせということでございますので、お話しのような御意見を持つ方もいらっしゃると思ひます。

このコードにつきましては、市町村から御本人に文書で通知するということでございますので、それによって住民の方は番号を承知するというのと、それから希望した場合には住民票カードをお

渡いたしますので、その住民票カードの中には全国共通の本人四情報プラス住民票コードが内部に記録されるということでございますから、そのカードをお持ちの方は番号を覚えてなくても諸手続のときにカードにより対応可能、こういうことでございます。当面そういうことで、また同一市町村の中では住民票コードを使わなくても住民票の写しの交付は可能ということで現行どおり、それはカードを持つ人と持たない人がいらつしますから、それは可能ということで考えております。

それで、そのもとであります住民票コードというものを、抵抗を覚える方に対してコードを付番しないということにつきましては、このシステムは全国的なベースで重複しないコードを住民票につけることによって本人確認をするシステムでございます。それをコンピュータネットワークシステムでやるということでございますので、番号のつく人とかない人が混在するということになりまして、このシステムが非常に非効率、現実的には可能でないというシステムになると思ひますので、そういう意味におきまして、今回の法律の中にこの住民票コードの規定を法律上明定して、国会で御審議いただいて法律上規定をする、こういうことといたしていただいております。

○松岡満壽男 そうすると、そのコードについてはこれは三年後に、五年後のカードのときじゃなくて、コードのときにもう既にきつとコード数については割り当てられているわけでしょう。そうすると、本人が覚えたくない、僕は嫌だよと言つても、それは通らぬ話になるわけですか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。このネットワークの基本的なシステムは三年後をめどに施行していくということでございますので、五年後までかかるのは、カードの関係と住民票の写しの広域交付の関係と転出転入の特例の手続の関係というものが五年、その後にはちつとずれるということと考えております。

三〇

○松岡満壽男君 このシステムはやっぱりプライバシーの保護というのをきちっと前提として衆議院においても附帯決議とそれから修正がなされておるわけでありまして、それがセットであわされた場合にはやっぱりデータの二元的な収集管理、これは先ほども申し上げましたように私は必要だろと思うんですよ。

ただ、今漠然とした不安は、実際に四項目だけでも何もないよなんて言っているけれども、実際はやっぱり何かあるんじゃないのという部分があるわけで、この場での議論は非常に難しいのかもわかりませんけれども、そういう法整備とセキュリティシステムの完備が優先するということが前提でありますけれども、一元化すべきデータはどういうものを想定しておられるのか伺いたいというふうに思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムを構築する場合において、個人情報保護との関連で四情報には確かに公開情報でございます。それにコードを今回法律により振るということでございます。したがって、この住民票コードというのがかなりの秘密性を持つ。しかも、コードと氏名との組み合わせ、コードと住所との組み合わせ、このことによりましてそういった組み合わせ自体もかなりの秘密性というんですか、プライバシー性を持つてくるということになってくるわけでございまして、そのことと守秘義務の議論あるいは個人情報保護の議論ということと関連していただくわけでございます。

しかも、この本人確認情報を法律でお認めいただく国の機関等に提供する、国の機関等は持っているデータベースにおいてそのコード及び四情報を最新の情報として使う、こういうことでございまして、その面でこのコードというものの、コード及び氏名などの組み合わせにおいて本人確認情報の保護ということが重要な課題となつてきておりまして、この法案におきまして所要の措置を講じてきている、こういうことでござい

○松岡満壽男君 内野参考人が、現在の日本では刑法上はプライバシーの保護が不十分であり、例えば医者が患者の秘密を漏らすと犯罪になるが、民間の病院に勤務する事務職員などが患者の秘密を漏らしても犯罪にはならない、こういう指摘をしておるわけですが、今回罰則を厳しくしておられますね。これはもう当然私はグローバル化が進んできた段階で、諸外国との対比において、今まで性善説に立ってあった刑罰というものをやっぱりかなり厳しく見直していかなきゃいかぬのじゃないかというふうに思っておるんです。他の罰則との関連でこれ以上厳しくできないという基準があつてこういう罰則になったのか、初めて適用されたというお話でありますけれども、その辺の状況判断について伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムを構築するに当たりましてプライバシー保護ということで今御指摘のように秘密保守、秘密保持義務というものを強化いたしております。

対象と罰則の重さという両面からでございますが、今回の改正法案においては、市町村、都道府県の職員だけではなくて、公益法人であります指定情報処理機関、これも対象としております。また、本人確認情報を受け取る国の機関または法人の職員、さらにはこれらの機関から電子計算機の処理等の委託を受けた民間の職員等すべての職員を対象に秘密保持義務を設けているというところでございます。例えば、先ほどお話しに出ましたデータ暗号化のかざだとセキュリティー関係のプログラムとか、システムの設計書とかパスワード、こういうものが秘密保持義務の対象となるわけでございまして、そういうことで対象を広げて措置をしていると。

しかも、その秘密保持義務につきましては、通常の公務員の守秘義務違反よりも重い罰則を付けておりまして、通常の場合は一年以下の懲役または三万円以下の罰金というところでござい

今回の改正法ではそれよりも重い二年以下の懲役または百万円以下の罰金というところで担保をいたしているところでございます。

罰則につきましては、やはり秘密の重さということとのバランス、それはすなわちほかの法体系、法律等におけるバランスということが重要なポイントになると思いますが、例えば税法上の守秘義務違反につきましては二年以下の懲役または三十万円以下の罰金ということでございまして、かなりこのプライバシー保護の観点を重視して重い罰則ということが措置をされている、このように考えております。

○松岡満壽男君 今までは、我が国の場合はどちらかというと島国でありまして、いわゆる農耕型民族といましようか、閉鎖的な地域の中で性善説といましようか、そういう部分に立った刑罰であつたと思うんですけれども、グローバル化が進む中で、ある面では性悪説に立った刑罰というものに考え直さぬといかぬところにやはり来ておるというふうに思ふんです。そういう点で、今回の刑罰をかなり厳しく対処されたということはこれからの一つの方向を示しておるというふうに思ふんです。

今回の問題でいろんな議論が国民各層に出てきているというところは、一つには、やっぱりかつてはお上を信頼しておつた、しかし今やお上もすべて信頼すべきものではなくてきてきているという風潮の中に私はあると思うんですね。だから、やはり悪いことをした者に対しては、ルールを守らなかつた者に対してはきちっと刑罰を科するんだという毅然たる姿勢と同時に、前提として、我々国民の秘密が全部侵されてしまふんじゃないか、やっぱり立ちおくれているわけですからこういう個人情報保護法等の法整備をきちっとやる、そして国民の政府や政党や政治に対する信頼をあらゆる面においてきちっと取り戻す努力をやはりしていかなきゃいかぬ、そういうことが私は大切だというふうに思ふんです。

そういう点につきまして、今回の法案につきましては大臣の決意を伺つて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、これからの、特に二十一世紀に向けての高度情報化ネットワーク社会において、特に地方公共団体の行政の面においても、そういった言うならインフラとも言うべき基盤整備が必要になってきておるわけでありまして、その中で今回御提案申し上げております住民基本台帳ネットワークシステムの早期構築ということを私どもこうして御審議を願つておるわけでございます。

これはこれで本筋に前進させていかなければならない重要な課題でございますが、同時に、先ほど来いろいろ御懸念がございましたが、個人情報保護の保護ということに対して、このシステムと直接関係しないところにおいても、今御指摘ありましたような個人情報保護のということが民間部門におけるいろんな発展の過程において大きな課題にもなつてきておるわけですから、この機会にあわせてそういった分野のことについての検討も積み重ねて、できるだけ早期に両方万全の体制で進むことができるように鋭意検討せよ、こういうことでもございまして、その思いを込めて誠心誠意努力をさせていただきますと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(小山峰男君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(小山峰男君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の審査のため、来る八月三日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認めます。なお、その数及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

「ごさいませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（小山崎男君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会